

鴨川市男女共同参画推進審議会 令和3年度 第3回会議 次第

日時：令和4年1月20日（木）

午後3時00分から

場所：鴨川市役所400会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 第3次鴨川市男女共同参画計画(原案) について

4 その他

5 閉 会

[配付資料]

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 席次表
- ・ 資料1 第3次鴨川市男女共同参画計画（原案）
- ・ 資料2 第3次鴨川市男女共同参画計画(素案)に対する意見及び対応一覧
- ・ 資料3 第3次鴨川市男女共同参画計画（案）に係るパブリックコメントについて
- ・ 鴨川市男女共同参画推進審議会令和3年度第2回会議 会議録
- ・ オンライン講演会の案内チラシ

令和3年度 鴨川市男女共同参画推進審議会 第3回会議 出席者名簿

日時：令和4年1月20日(木)

午後3時00分から

場所：市役所400会議室

1 委員

氏名	備考
浅沼 紀子	
上野 ひろ子	
立野 慶子	副会長
角田 佐智子	
長谷川 裕一	
速水 昭雄	会長

(アイウエオ順・敬称略)

[欠席委員]

氏名	備考
黒川 洋子	
齋藤 守彦	

(敬称略)

2 市行政関係者

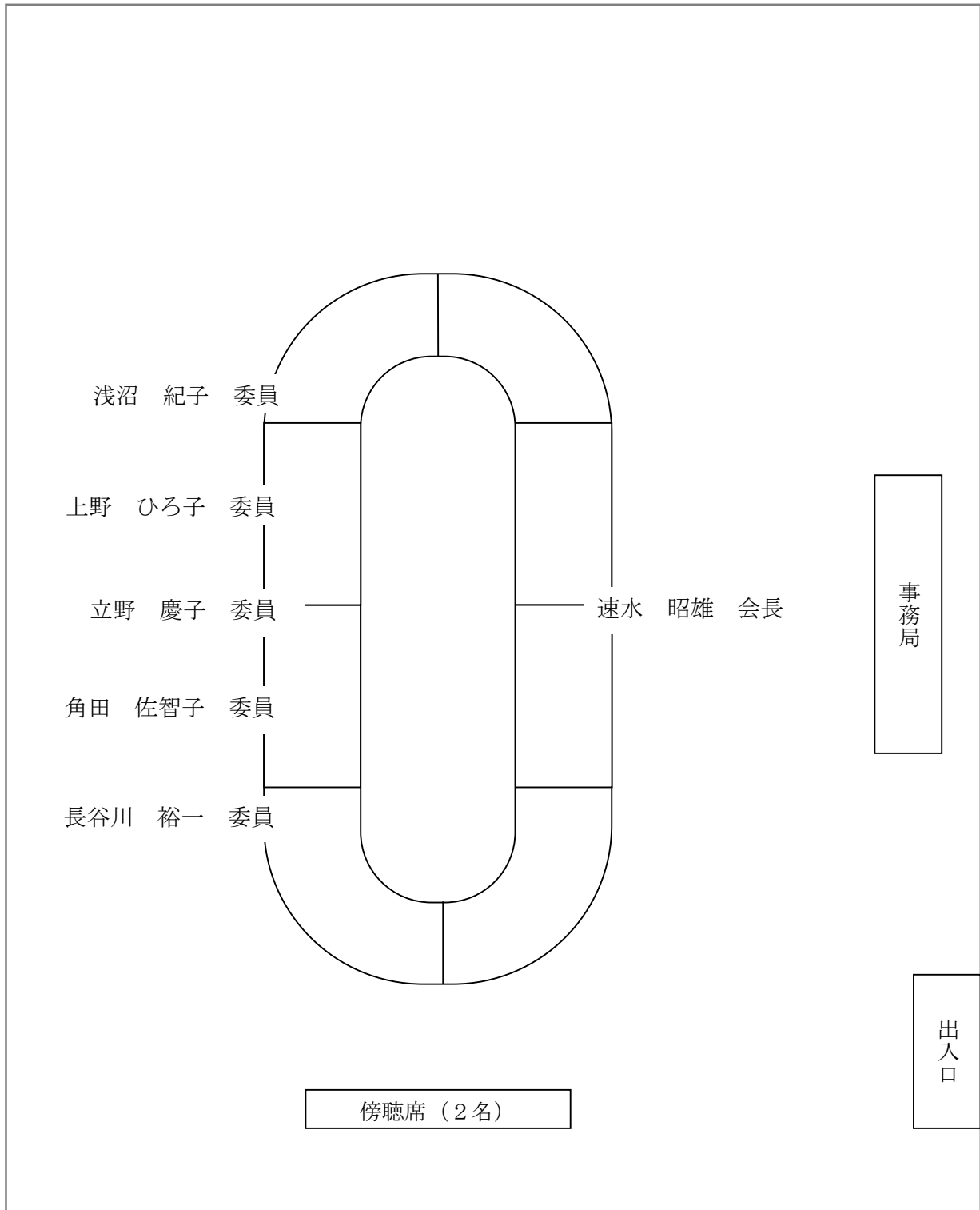
氏名	所属・職	備考
滝口 俊孝	経営企画部経営企画課長	
岡安 泰弘	経営企画部経営企画課主幹	
内木 久美子	経営企画部経営企画課秘書広報係長	

鴨川市男女共同参画推進審議会 令和3年度 第3回会議 席次表

日時：令和4年1月20日（木）

午後3時00分から

場所：市役所400会議室



資料 1

第3次鴨川市男女共同参画計画 (原案)

令和4年 月

鴨 川 市

はじめに

令和4年 月

鴨川市長 長谷川 孝夫

《 目 次 》

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	4
	(1) 世界の主な動き	4
	(2) 国の主な動き	4
	(3) 千葉県の主な取組み	5
	(4) 鴨川市の主な取組み	6
3	鴨川市を取り巻く環境	7
	(1) 統計調査	7
	(2) 第2次鴨川市男女共同参画計画の実績と検証	15
	(3) 市民意識調査	20
4	計画策定の焦点(重要項目)	30
	(1) 個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現	30
	(2) 男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、 地域活動との両立ができる社会環境の整備	30
	(3) あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進	31
5	計画の位置づけと期間	32
	(1) 計画の位置づけ	32
	(2) 計画の期間	33
6	計画の策定方法と推進体制	34
	(1) 計画の策定方法と市民ニーズの反映	34
	(2) 計画の推進体制	34
	(3) 計画の推進に求められる各々の役割	35
	(4) 計画の進行管理	35
	(5) 成果指標	36

第2章 計画の理念と目標(施策の体系)

1	鴨川市の目指す地域社会(基本理念)	37
2	計画の基本目標と施策の体系(展開)	37
	〈施策の体系〉	39
	〈施策の展開〉	40

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

- 施策の方向 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革と理解促進 ……43
- 施策の方向 2 あらゆる暴力・虐待等を許さない環境づくり ……46
- 施策の方向 3 人権侵害を許さない社会環境づくり ……48

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女の参画促進

- 施策の方向 1 行政における男女共同参画の推進 ……50
- 施策の方向 2 市内事業所等における方針決定過程への女性の参画促進 ……51
- 施策の方向 3 家庭や子育てにおける男女共同参画の促進 ……52
- 施策の方向 4 地域活動等における男女共同参画の促進 ……54
- 施策の方向 5 雇用の場における男女の機会均等と
待遇の確保のための環境づくり ……55
- 施策の方向 6 農林水産業・自営業における女性の地位向上の促進 ……56

基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して

安心して暮らせる環境づくり

- 施策の方向 1 誰もが安心して暮らせる環境の整備 ……57
- 施策の方向 2 高齢者・障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備 ……58
- 施策の方向 3 生涯を通じ性差に配慮した心とからだの健康支援 ……60
- 施策の方向 4 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立 ……61

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。（男女共同参画社会基本法第2条第1号）

本市では、平成22（2010）年3月に『鴨川市男女共同参画計画』を、また平成28（2016）年3月には『第2次鴨川市男女共同参画計画』を策定し、全ての人が共に支え合い、認め合い、いきいきと活躍できる社会の実現に向け、様々な施策や事業を推進してきました。

令和2年度に実施した市民意識調査では、前回調査と比べて「ワーク・ライフ・バランス」の認知度が上昇したほか、「育児休業や介護休業をとりやすいと思う」との回答が増加するなど、これまでの取組みによる一定の成果が見られています。

しかしながら一方で、「男は仕事・女は家庭」という役割分担意識が依然として残っていることも事実であり、平成27（2015）年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法*」という。）が制定されていることから、本市の特性や実状に応じた、更なる取組みを継続していく必要があります。

また近年は、激甚化する自然災害や新型コロナウイルス感染症など、男女共同参画を取り巻く新たな課題も生じており、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策や、コロナ禍で増加するDV*の撲滅が喫緊の課題となっています。

さらに、国際情勢に目を転じると、平成27（2015）年に国連サミットにおいて「持続可能な開発目標SDGs（エスディー・ジーズ）」が掲げられ、17ある目標の中に「ジェンダー*平等」の精神が盛り込まれましたが、世界経済フォーラムが令和3（2021）年3月に公表した「ジェンダーギャップ指数2021」において、日本は156国中120位と先進国の中で最低レベルに位置しており、我が国のグローバル化にとって大きな障害となっています。

そこで今回、こうした国内外の状況を踏まえ、第2次鴨川市男女共同参画計画の成果と課題を引き継ぐとともに、国・県の方針や本市総合計画などと整合を図りながら、令和4（2022）年度を初年度とする『第3次鴨川市男女共同参画計画』を策定するものです。

*女性活躍推進法

正式には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年9月4日制定・公布、平成28年4月1日ほか施行）。女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、国、地方公共団体、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた事業主行動計画の策定（平成28年4月1日から）などが新たに義務づけられることとなった。（10年間の時限立法。）

※令和4年4月1日から、事業主行動計画の策定や情報公表の義務が、労働者101人以上の事業主まで拡大。

*DV（ドメスティック・バイオレンス）

主に配偶者など親密な関係にあるパートナー、又はあった者からの暴力のこと。その暴力とは、身体的、精神的、性的、経済的など、多面的な要素を含んでいる。

*ジェンダー（gender）

生物学的な性別を示す「セックス」に対して、「社会的、文化的に形成された性別」という概念として国際的に定着しており、性別に基づいて社会的に要求される役割などの社会的性差のこと。

「男女共同参画社会」って何だろう？

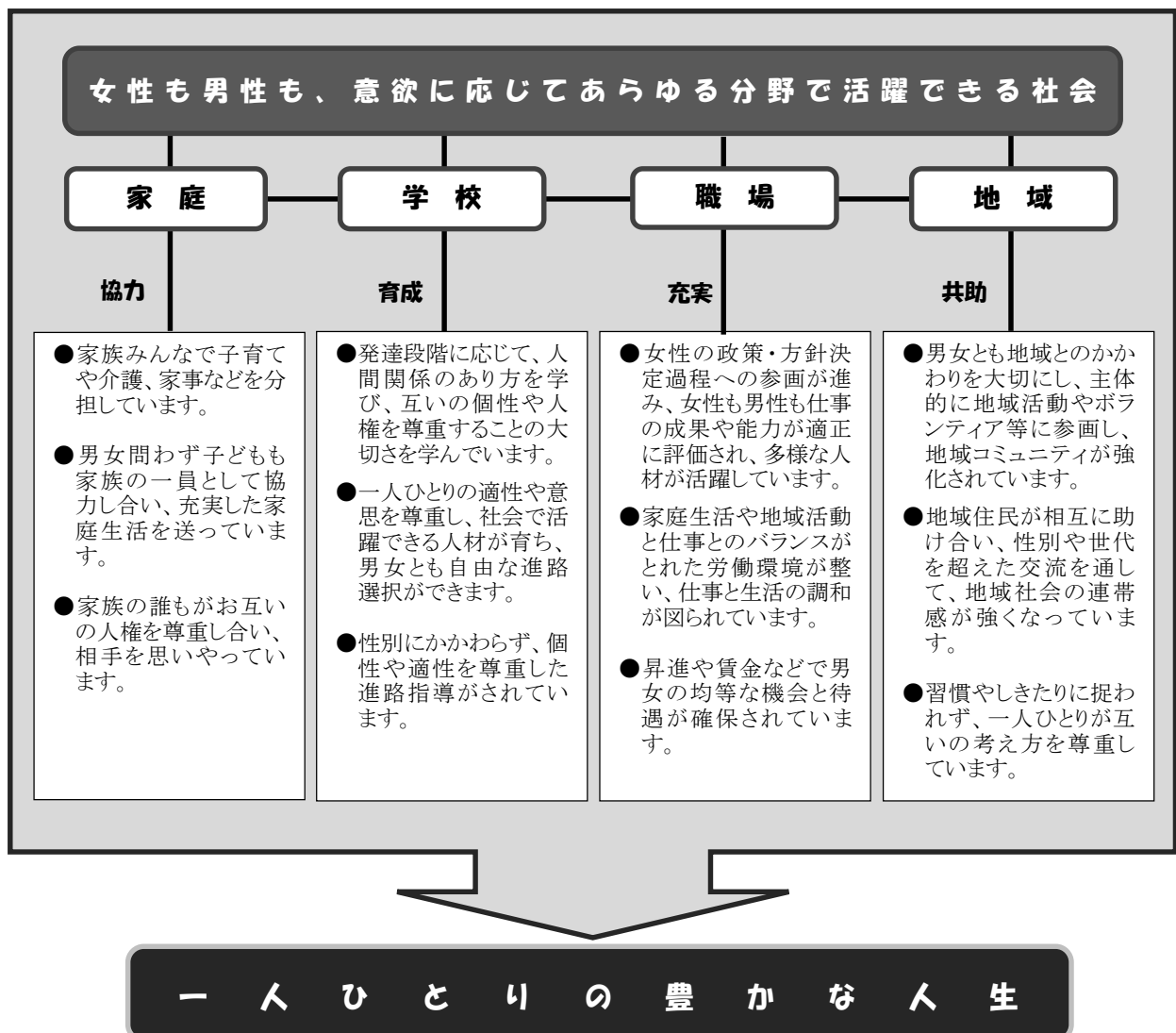
男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会」のことです。

生物学的には男女に違いがあることを認めた上で、「男だからこうあるべき」「女だからこうあるべき」といった、性別の違いだけで固定的に役割を決めつける意識を見直して、誰もが自分らしい生き方ができる、そんな社会を目指します。

どうして「男女共同参画」が必要なの？

憲法には「個人の尊重」や「法の下での平等」がうたわれています。しかし実際には、大事な意思決定の場に女性が加わっていなかったり、家庭や地域・職場など様々な場面で男女間の不平等を感じることもまだまだ多くあります。少子高齢化など私たちを取り巻く状況が変化していく中では、性別役割分担意識にとらわれず、誰もがそれぞれの個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠なのです。

「男女共同参画社会」が実現するとどんな社会になるの？



SDGsって何だろう？

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、平成27年の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標です。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対する統合的な取組みが示されています。

国は、平成28年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、地方自治体に対し目標に向かって取組みを進めるよう求めています。

本市では、令和3年3月に策定した第4次5か年計画において、各施策をSDGsの17の目標に位置づけ、対応表を整理しました。

このうち、「男女共同参画社会の形成」はSDGsの「ジェンダー」と「平和」に対応しており、男女共同参画施策の推進や市民啓発、DV被害者の相談・支援、性的少数者に対する配慮などを行うことで、SDGsの達成に向けた取組みを推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

2 計画策定の背景

(1) 世界の主な動き

本計画の背景について世界の動きからみると、国際連合が「国際婦人年」と定めた昭和50（1975）年に、第1回の世界会議として「国際婦人年世界会議」の開催及び『世界行動計画』が採択され、国連総会における「平等・発展・平和」の目標を掲げ、女性の地位向上を目指した「国連婦人の十年」（昭和51〔1976〕年から昭和60〔1985〕年まで）の設定など、男女共同参画社会推進のための国際的な基盤が急速に整備されました。

さらに昭和60年に、第3回世界女性会議（ナイロビ）が開催されたことを受け、日本は昭和62（1987）年に21世紀に向けて男女共同参画社会の形成を目指す「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

平成7（1995）年には、第4回世界女性会議（北京）の開催から、西暦2000年に向けて世界的に取り組むべき優先的課題を盛り込んだ「行動綱領」とその実現への決意を示した「北京宣言」が採択され、特にあらゆる問題解決のために、女性のエンパワーメント*が強調されています。

また、平成23（2011）年に国際的な4つの機関が発展的統合を遂げ、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足し、平成24・26（2012・2014）年の国連婦人の地位委員会においては、日本が東日本大震災の経験を踏まえて提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議（「自然災害とジェンダー」決議）が採択されました。

平成27（2015）年3月に開催された「第59回国連婦人の地位委員会」において、さらなる具体的な行動をとることを表明した「政治宣言」が採択されました。

(2) 国の主な動き

国では、世界の動向を踏まえ、昭和50（1975）年の「婦人問題企画推進本部」の設置や、昭和52（1977）年の「国内行動計画」の策定をはじめとした社会的な取組みが展開され、「男女雇用機会均等法」の制定公布等により昭和60（1985）年「女子差別撤廃条約*」が批准されました。

平成6（1994）年6月には、内閣府総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されたほか、新たに総理府（現内閣府）に「男女共同参画室」が設置されました。

*女性のエンパワーメント

女性自身が主体的に判断し能力を発揮して社会のあらゆる分野、様々なレベルの意思決定過程へ参画する機会を獲得することで、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。

*女子差別撤廃条約

女子（女性）に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約。

平成8（1996）年には、「男女共同参画2000年プラン」が策定され、平成11（1999）年には、男女共同参画審議会の答申を受けて、「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12（2000）年には同法に基づき「男女共同参画基本計画（第1次）」が策定されました。平成13（2001）年には、中央省庁の再編成に伴って内閣府に「男女共同参画局」が設置されるとともに、男女共同参画審議会の機能を発展的に受け継ぐ「男女共同参画会議」が設置されました。また同年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法*」という。）が制定されました。

少子社会・超高齢社会における家族形態・労働環境の変化などライフスタイルの一層の多様化への対応が求められ、平成19（2007）年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成22〔2010〕年改定）が、平成24（2012）年には『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画』が策定されました。これに加えて平成27（2015）年8月には、女性が活躍できる場の整備・充実を推進するため、「女性活躍推進法」が制定されました。

また、この間、平成17（2005）年12月に第2次、平成22（2010）年12月に第3次、そして平成27（2015）年12月には、第4次となる「男女共同参画基本計画」が、それぞれ策定されました。

平成30（2018）年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布、施行されたほか、令和2（2020）年12月に策定された、「男女共同参画基本計画（第5次）」により、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指すこととしています。

（3）千葉県的主要な取組み

千葉県では、世界や国の動向を踏まえ、昭和56（1981）年に「千葉県婦人施策推進総合計画」、昭和61（1986）年「千葉県婦人計画」、平成3（1991）年「さわやかちば女性プラン」を策定し、女性の地位向上と関連分野における施策を総合的に推進してきました。

平成8（1996）年には、男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標として、第4次の女性計画である「ちば新時代女性プラン」を策定しました。

平成12（2000）年には、男女共同参画社会の推進体制強化を図るため、庁内組織「千葉県男女共同参画推進本部」を設置し、新たな担当部署として企画部（現総合企画部）に「男女共同参画課」を設置しました。

平成13（2001）年に、男女共同参画社会基本法に基づき「千葉県男女共同参画計画」を策定するとともに、平成14（2002）年には、DV防止法の施行に伴い、被害者支援のため、男女共同参画課内に「DV対策担当チーム」を設置しました。

*DV防止法

正式には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年施行、平成25年に法律名が改められ、現在は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」）。この法律の中では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。

平成18(2006)年に、新たな課題への対応を踏まえた「千葉県男女共同参画計画(第2次)」を、また、同年「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(以下「DV防止基本計画」という。))」を策定しました。その後、改正DV防止法の施行を受けて、平成21(2009)年に第2次、平成24(2012)年に第3次、そして平成29(2017)年には第4次となる「DV防止基本計画」を、それぞれ策定してきました。

また、「千葉県男女共同参画計画」については、平成23(2011)年3月の第3次、平成28(2016)年3月の第4次を経て、令和3(2021)年3月には、大規模災害や新型コロナウイルス感染拡大に伴う新たな課題への対応等を重点項目に追加した、「千葉県男女共同参画計画(第5次)」を策定しました。

(4) 鴨川市の主な取組み

本市では、平成16(2004)年に鴨川市・天津小湊町合併協議会により策定された「鴨川市・天津小湊町新市まちづくり計画」と、これを受け合併後の新市により、平成18(2006)年に策定された「第1次鴨川市総合計画」において、男女共同参画計画の策定に加え男女共同参画に対する市民意識の啓発や、DV被害者の相談・支援体制の整備を推進することとしました。

DVに関する相談受付は、平成24(2012)年4月、健康推進課内に「福祉総合相談センター」を設置し、保健福祉等に関する様々な相談に対応するワンストップサービスの提供を開始したことにより、DVを含めた複雑な家族の問題にも対応できる体制が整いました。

また、男女共同参画計画の策定に向けて、平成21(2009)年に「男女共同参画に関する市民意識調査(以下「市民意識調査」という。))」を実施し、家庭・地域・職場など様々な場面における男女共同参画についての市内の実状や、市民の意識の現状把握を行うとともに、市内在住の識見者により構成された「鴨川市男女共同参画審議会」を設置し、本市における男女共同参画計画の内容について検討を行いました。

平成22(2010)年3月に「鴨川市男女共同参画計画」を策定し、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進してきました。

平成24(2012)年11月に新たな審議会として、「鴨川市男女共同参画推進審議会」を改めて設置するとともに、前回調査からの意識の変化を把握するため、市民意識調査を実施しました。

平成27(2015)年5月にも市民意識調査を実施し、調査結果や統計資料等により男女共同参画推進審議会において「第2次鴨川市男女共同参画計画」の内容を検討しました。

平成28(2016)年3月、市民意識調査結果や「鴨川市男女共同参画計画」の成果と課題を反映した「第2次鴨川市男女共同参画計画」を策定しました。

令和2(2020)年8月、「第3次男女共同参画計画」策定に向け、前回調査からの意識の変化を把握するため、市民意識調査を実施するとともに、令和3(2021)年4月には、「鴨川市男女共同参画推進審議会」を設置し、「第3次男女共同参画計画」の内容を検討しました。

3 鴨川市を取り巻く環境

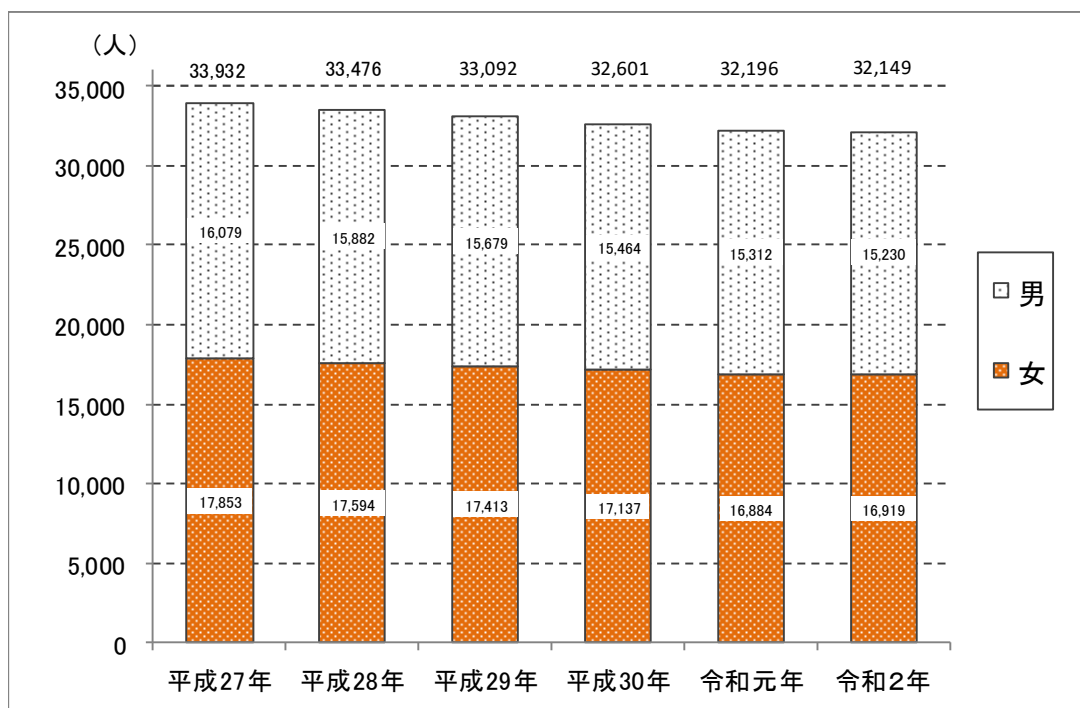
(1) 統計調査

① 人口の推移

本市の総人口における推移を見ると、平成28年（33,476人）から令和2年（32,149人）までに1,327人減少しており、男女ともに減少傾向を示しています。

地区ごとに平成30年から令和2年までの人口推移をみると、全ての地区において緩やかな減少傾向を示しています。減少数は天津小湊地区が281人と最も多く、減少率でも約4.85%と最も高くなっています。

■ 総人口の推移



〔資料：平成27年、令和2年は国勢調査（10月1日現在）、平成28年、29年、30年、令和元年は常住人口（各年10月1日現在）〕

■ 地区別の人口推移

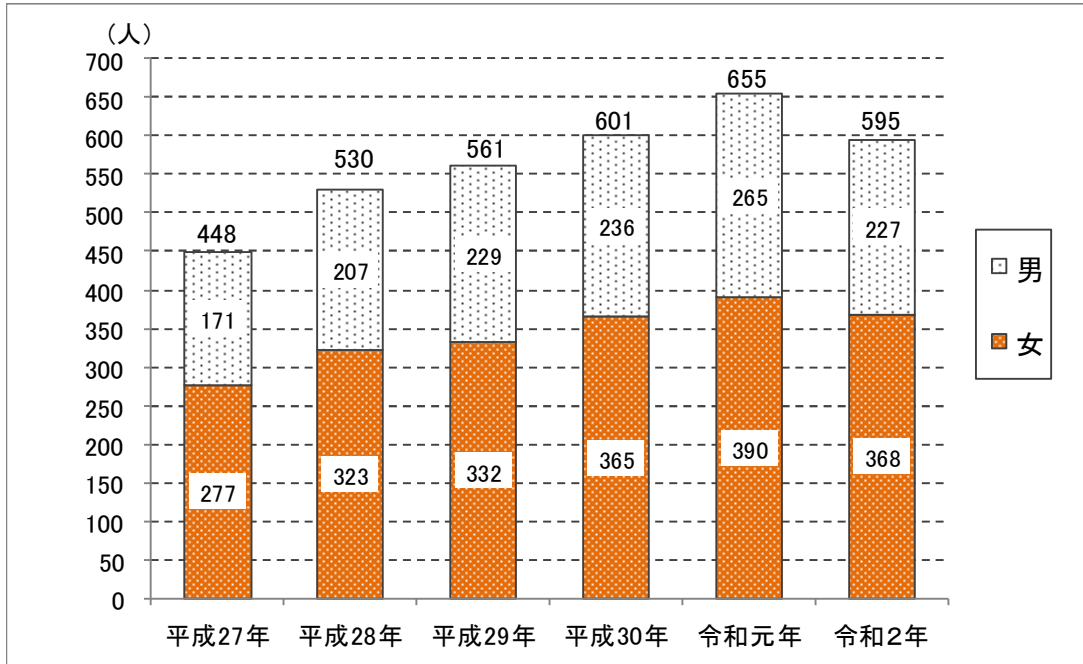
大字	平成30年		令和元年		令和2年	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
鴨川地区	18,279	8,994	18,121	9,019	18,017	9,081
長狭地区	4,469	2,111	4,381	2,076	4,286	2,058
江見地区	4,835	2,377	4,375	2,367	4,623	2,344
天津小湊地区	5,797	2,711	5,644	2,677	5,516	2,676

〔資料：鴨川市統計書（各年4月1日現在）〕

第1章 計画の策定にあたって

本市には現在、中国、フィリピン、韓国、アメリカなどからの外国人が約600人居住しています。新型コロナウイルス感染症の影響と思われる要因で、令和2年の人口は減少したものの、全体としては増加傾向にあるといえます。外国人は文化、風習、言語が異なるため孤立しやすく、特に女性は妊娠・出産、子育てなど重要な場面における行政サービスや制度に関し、必要な情報を得られず不安や悩みを抱え込んでしまう懸念があります。

■外国人登録人口の推移

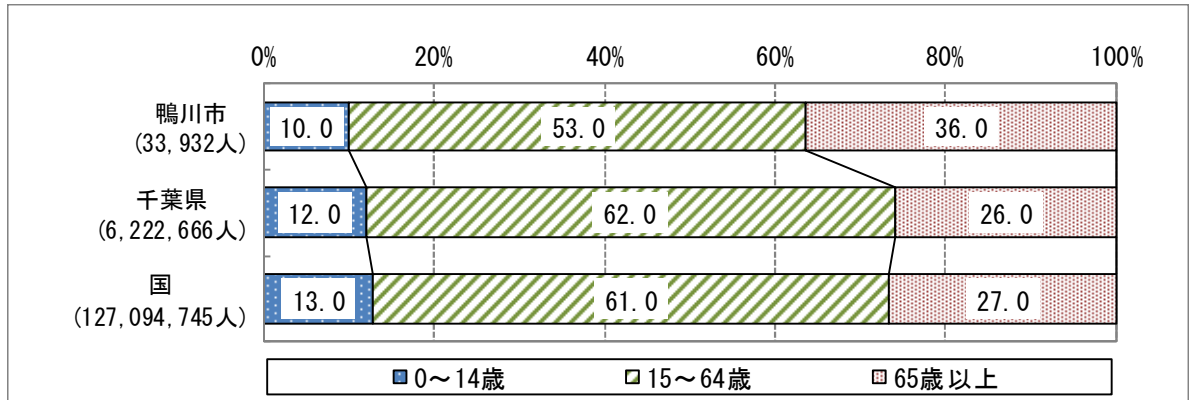


[資料：市民生活課（各年9月30日現在）]

② 年齢別人口と出生率の状況

本市の年齢区分別の人口比率を、国・県と比較したところ、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口の年齢層は、国・県の占める割合を下回る一方、65歳以上の人口が約10%上回り、高齢化率が高くなっています。

■年齢3区分別人口比率（平成27年）



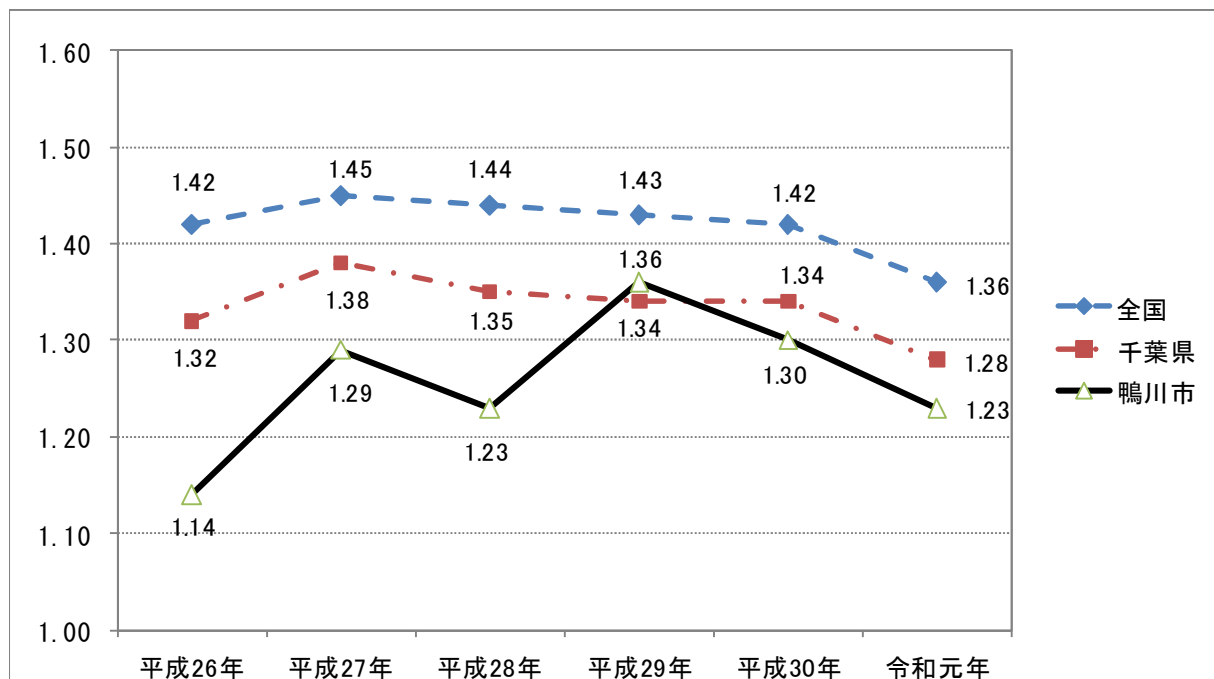
※ 集計は小数点以下第2位を四捨五入して算出しており、年齢3区分別比率の合計は100%にならない場合がある。

[資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）]

合計特殊出生率*により、本市において女性が一生のうちに生む子どもの平均的な人数をみると、最低値である平成26年の1.14から増減を経て平成29年、県の1.34を上回る1.36を記録しました。その後、平成30年に1.30、令和元年に1.23と減少に転じますが、国・県とも減少傾向にあることから、全国的に少子化が進んでいることが見て取れます。

本市において少子高齢化が進んでおり、労働者の高齢化や減少に伴う地域経済の低迷、高齢者人口の増加による年金、医療・介護費等の支出増大が懸念されます。

■合計特殊出生率



[資料：千葉県健康福祉部健康福祉指導課]

*合計特殊出生率

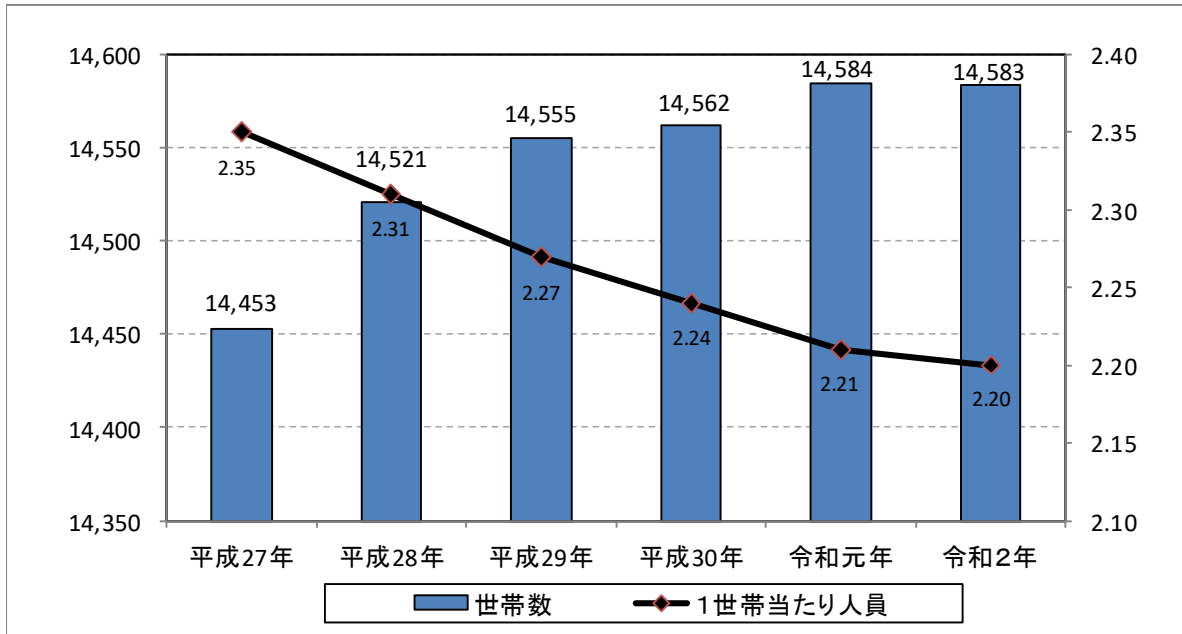
合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

③ 世帯状況

本市の世帯数は増加傾向にあり、平成27年から令和2年までに130世帯増加しています。一方、総人口は減少傾向にあるため、1世帯当たりの人員は減少を示しており、平成27年（2.35人）から令和2年（2.20人）までの間に0.15人減少しています。

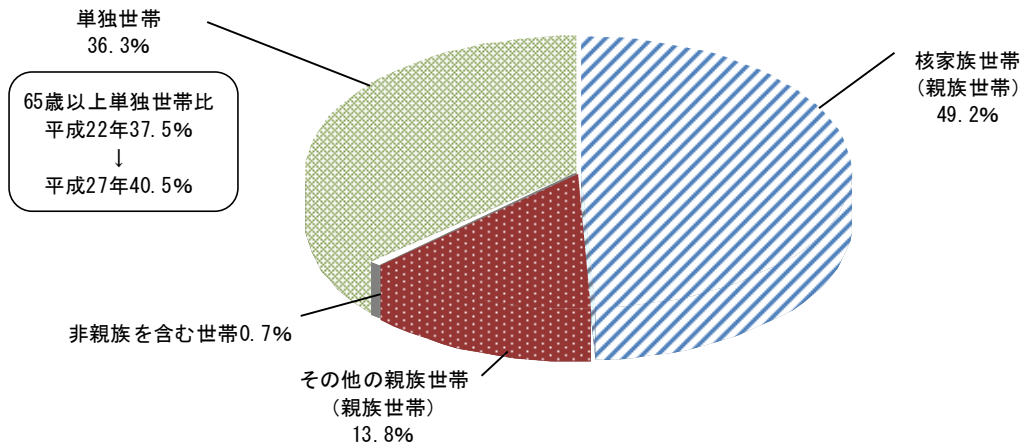
また、平成27年の国勢調査における世帯の家族類型を見ると、単独世帯の割合が36.3%を占めており、このうち65歳以上の世帯は、平成22年（37.5%）から平成27年（40.5%）までの間に3.0ポイント増えていることから、一人世帯高齢者の増加傾向が見て取れます。

■世帯数及び1世帯当たり人員



〔資料：平成27年、令和2年は国勢調査（10月1日現在）、平成28年、29年、30年、令和元年は常住人口（各年10月1日現在）〕

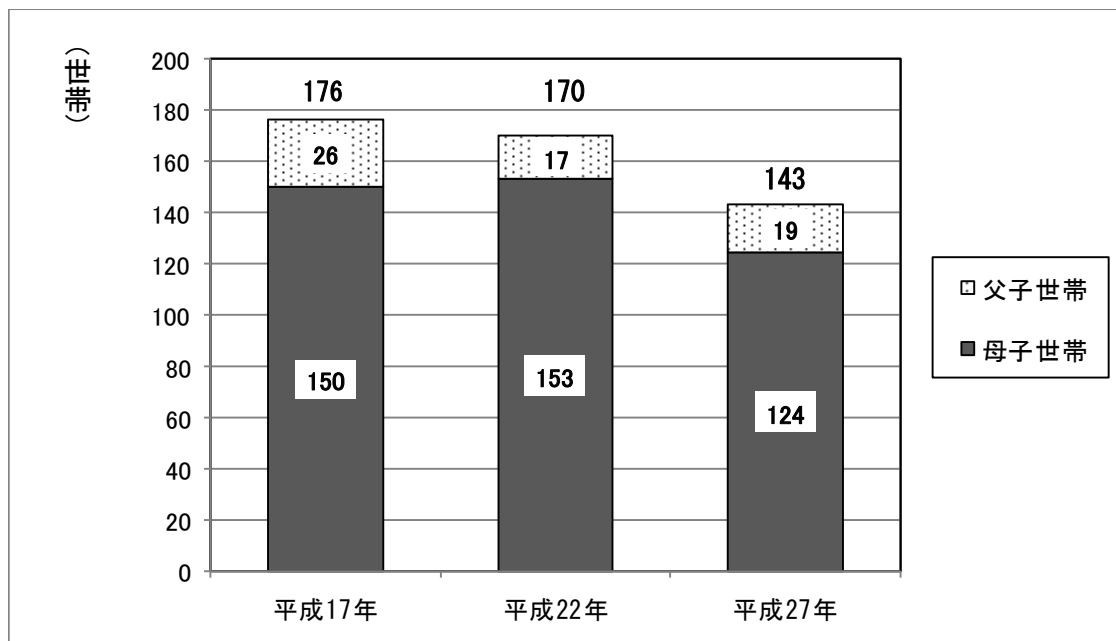
■世帯の家族類型（平成27年）



〔資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）〕

本市における18歳未満の子どものいるひとり親世帯数は、国勢調査によると平成17年から平成27年までに33世帯減少しているものの、子育ての不安や悩みを抱えるひとり親世帯の親と子どもが安心して暮らしていくため、引き続き経済的支援や相談体制の充実が求められています。

■18歳未満の子どものいるひとり親世帯の状況



[資料：国勢調査（各年10月1日現在）]

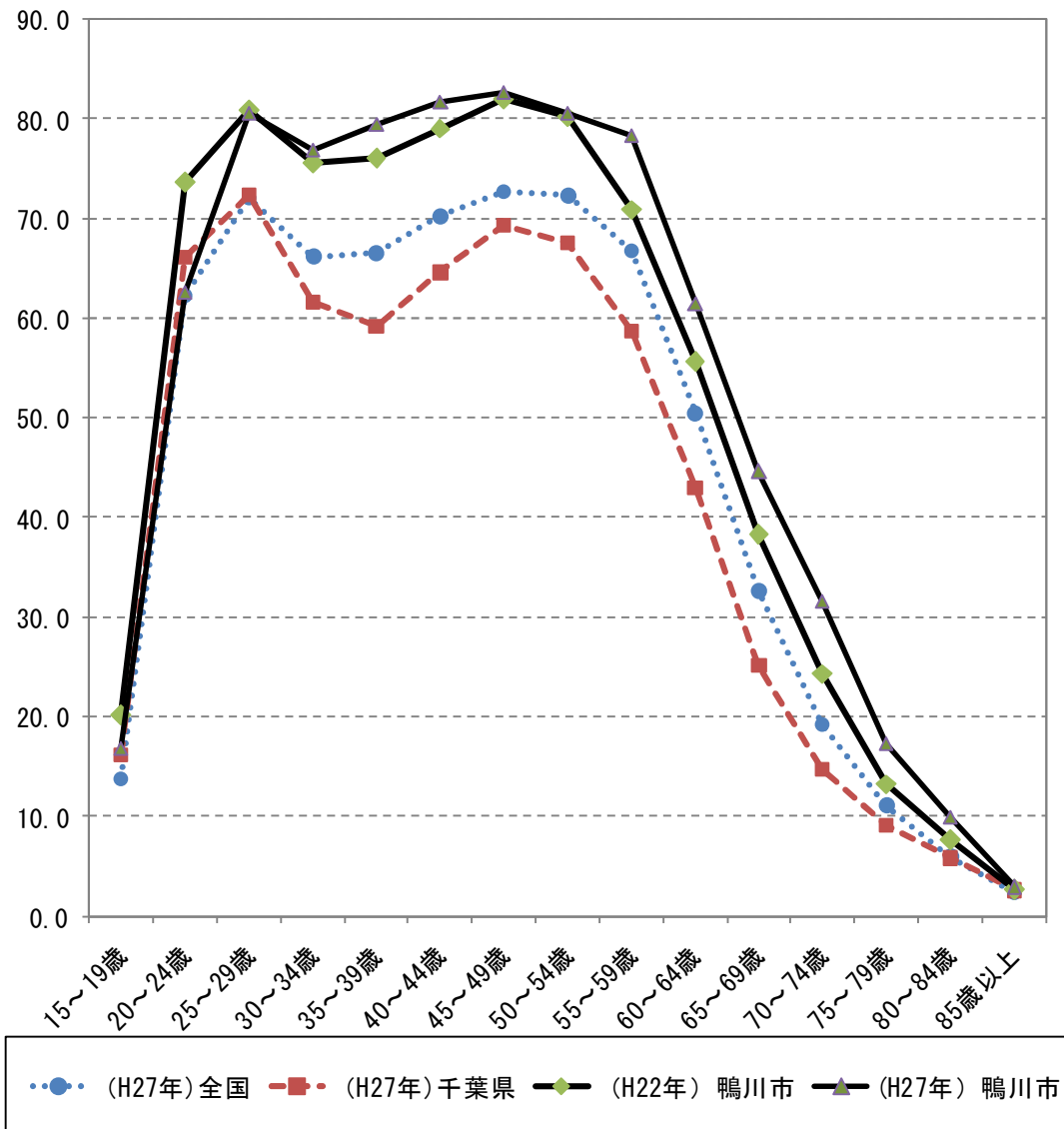
④ 女性の労働状況

日本の年齢別に見た女性の労働力率*は「M字曲線」と言われており、30歳前後に結婚・出産などに伴い低下し始め、その後再び上昇して40歳代後半にピークを迎える傾向にあります。この中で、本市の労働力率は国・県を大きく上回り、30歳代から40歳代にかけての落差が小さいことが特徴として見られます。

また、平成27年の本市における「M字曲線」が、平成22年と比較して落差が小さくなっているほか、各年代においても労働力率の向上が見られます。

この背景として、産休や育休が取得しやすくなったことに加え、フレックス制や時短勤務など様々な働き方が推奨されてきたことが考えられます。

■ 女性年齢階級別の労働力率（平成27年）



[資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）]

* 労働力率：15歳以上の人口に占める労働力人口の比率。労働力人口は就業者に失業者を加えた人数であるため、労働力率は、労働可能人口のうち働く意思がある人の比率ということになります。

⑤ 女性の就業状況

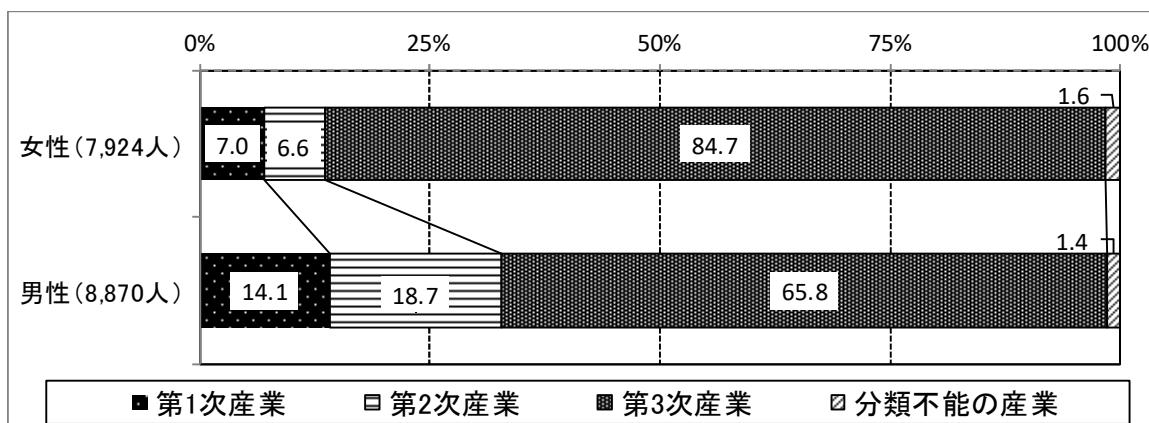
平成27年の国勢調査によると、本市における15歳以上の就業者16,794人のうち、女性が7,924人と半数近く（約47.2%）を占めています。

産業分類別に女性就業者数の比率を見ると、第3次産業の従業者が84.7%を占め、男性の65.8%を大きく上回る割合となっています。

産業別では、「医療、福祉」（32.2%）が最も多く、次いで、「卸売業・小売業」（16.6%）、「宿泊業、飲食サービス業」（14.9%）の順になっています。

また、役員総数のうち女性役員が占める割合は29.2%で、千葉県（21.3%）及び全国（24.4%）を上回っています。

■産業分類別の就業者比率（平成27年）



※ 集計は小数点以下第2位を四捨五入して算出しており、産業別比率の合計は100%にならない場合がある。

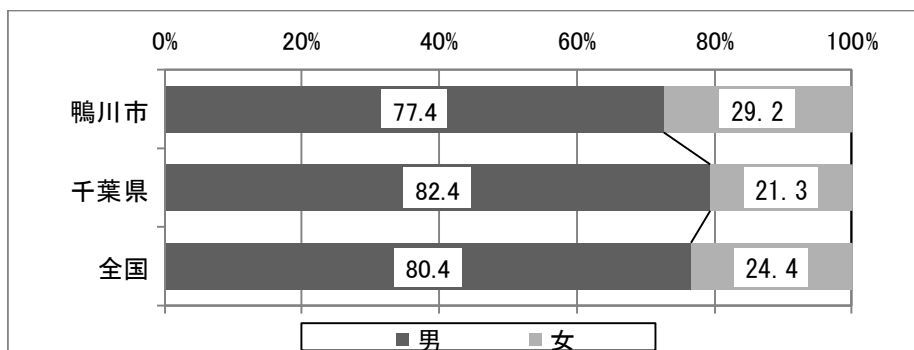
〔資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）〕

■産業別の女性就業者数 — 上位5位 —（平成27年）

順位	職業	女性就業者数	全女性就業者に占める比率
1位	医療、福祉	2,554人	32.2%
2位	卸売業、小売業	1,317人	16.6%
3位	宿泊業、飲食サービス業	1,181人	14.9%
4位	農業	490人	6.2%
5位	教育、学習支援業	463人	5.8%

〔資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）〕

■就業者のうちの役員の男女構成比（平成27年）

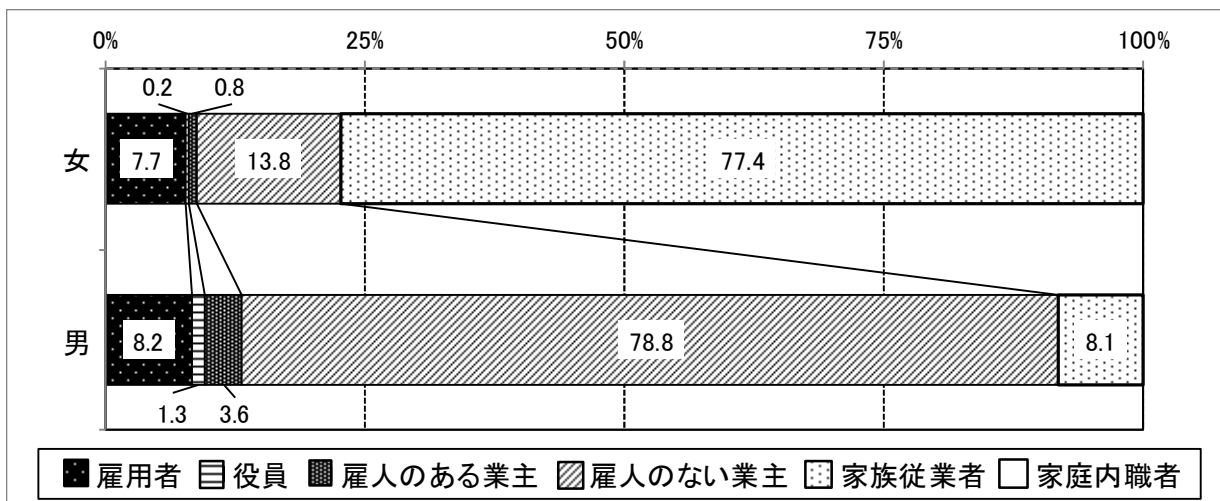


〔資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）〕

平成27年の国勢調査では、女性の農林漁業従業者のうち家族従業者*の地位が77.4%と大多数を占めており、業務の重要な担い手であることがわかります。しかし、男性に比べ「役員」、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」の割合が低いことから、経営権を持つ女性が少なく、労働に見合う評価や収入を得られていない傾向にあることがうかがえます。

このようなことから、認定農業者*の範囲拡大を図るとともに、家族経営協定*の締結を推奨するなど、女性の経営参画の促進が必要となっています。

■女性の農林漁業作業者の従業上の地位（平成27年）



※ 集計は小数点以下第2位を四捨五入して算出しており、従業者比率の合計は100%にならない場合がある。

〔資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）〕

*家族従業者

自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。

*認定農業者

農業経営者のうち、農業者が作成した農業経営改善計画を行政が審査し、認定した農業者のこと。税制や融資の面で特典が与えられる。

*家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参加できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

(2) 第2次鴨川市男女共同参画計画の実績と検証

前計画の「第2次鴨川市男女共同参画計画」においては、11項目の成果指標を設定し、計画期間終了時に実績を確認することとしています。また、96の具体的事業について、担当課による自己評価を毎年実施し、そのうち主要な23事業については、男女共同参画推進審議会において検証してきました。それぞれの実績は次のとおりです。

① 成果指標について

【趣旨】

「第2次鴨川市男女共同参画計画」に設定された成果指標について、実績値（※1）をとりまとめ、現状値（※2）・目標値（※3）との比較において達成状況を検証しました。

※1 実績値＝計画期間終了後の令和2年度（一部令和元年度）時点の数値

※2 現状値＝計画策定時の平成27年度（一部平成25年度）時点の数値

※3 目標値＝計画策定時の平成27年度に設定した令和2年度時点の目標数値

【結果概要】

- ・成果指標11項目のうち、「実績値」が「目標値」と「現状値」のいずれも超えたのは次の3項目で、達成率は27.3%でした。
 - ⑥学童保育を利用した児童数（実績値358人＞目標値356人＞現状値206人）
 - ⑦病児・病後児保育の年間利用者数（実績値820人＞目標値194人＞現状値0人）
 - ⑪市の監督職に占める女性職員の割合（実績値32.1%＞目標値25.0%＞現状値19.4%）
- ・成果指標11項目のうち、「実績値」が「目標値」には達しないものの、「現状値」を超えたのは10項目で、達成率は90.9%でした。
- ・成果指標11項目のうち、「実績値」が「現状値」と「目標値」のいずれにも達しなかったのは、次の1項目でした。
 - ⑨審議会等の女性委員の割合（実績値21.9%＜現状値25.2%＜目標値30.0%）

【成果指標実績一覧表】

項目	現状値	目標値 (令和2年度)	実績値	現状値からの増減
①「男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	18.2% (平成27年度)	25.0%	19.2% (令和2年度)	1.0%
②「男は仕事、女は家庭」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	30.9% (平成27年度)	20.0%	23.9% (令和2年度)	△ 6.9%

項目	現状値	目標値 (令和2年度)	実績値	現状値からの増減
③「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	40.8% (平成27年度)	50.0%	46.0% (令和2年度)	5.2%
④保育サービスの充実、施設の整備に満足する市民の割合 (鴨川市まちづくりアンケート)	19.1% (平成25年度)	50.0%	26.4% (令和元年度)	7.3%
⑤子育て支援施策の促進に満足する市民の割合 (鴨川市まちづくりアンケート)	16.3% (平成25年度)	30.0%	25.4% (令和元年度)	9.1%
⑥学童保育を利用した児童数	206人 (平成27年度)	356人	358人 (令和2年度)	152人
⑦病児・病後児保育の年間利用者数(延べ数)	0人 (平成27年度)	194人	820人 (令和2年度)	820人
⑧DV被害者のうち「誰にも相談しなかった」と回答した市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	52.1% (平成27年度)	40.0%	49.2% (令和2年度)	△ 2.9%
⑨審議会等の女性委員の割合	25.2% (平成27年4月1日現在)	30.0%	21.9% (令和2年4月1日現在)	△ 3.3%
⑩市の管理職(課長以上)に占める女性職員の割合	6.3% (平成27年4月1日現在)	10.0%	7.1% (令和2年4月1日現在)	0.8%
⑪市の管理職(係長以上)に占める女性職員の割合	19.4% (平成27年4月1日現在)	25.0%	32.1% (令和2年4月1日現在)	12.7%

② 具体的事業について

【趣旨】

「第2次鴨川市男女共同参画計画」に位置づけられた96の事業内容について、担当課の自己評価を元の実績をとりまとめたものです。

※事業担当課が2課にまたがることなどから、実際の評価対象は101事業となります。

【評価方法】

担当課において次の視点から事業別個票による評価を実施しました。

- ：一定の成果や数値的な実績が見られるなど、その取組みが堅調に推移していると認められるもの
- △：具体的事業への着手は認められるものの、より一層の取組みや事業伸展が求められるもの
- ×：具体的事業に着手しているとは言い難いもの

【評価概要】

(A) 年度別評価結果

- ・5年間平均を見ると、全101事業のうち「○＝一定の成果や数値的な実績が見られる」との評価は82.8事業、「△＝より一層の取組みや事業伸展が求められる」との評価18事業、「×＝具体的事業に着手しているとは言い難い」との評価は0.2事業で、割合はそれぞれ82.0%、17.8%、0.2%という結果でした。
- ・○評価が最多となったのは平成29年度の85事業で、割合は84.2%でした。
- ・○評価が最少となったのは令和2年度の79事業で、割合は78.2%でした。新型コロナウイルス感染症の影響により、大規模店舗での男女共同参画・DV防止の啓発イベント、男性の食生活改善事業、農業体験セミナーなどが縮小されたことが大きな要因です。
- ・×評価は令和2年度の1件で、児童・高齢者・障害者に対する虐待防止対策活動が、コロナ禍により休止となったことによるものです。

【年度別評価結果一覧】

年度	評価（全101事業）		
	○	△	×
平成28年度	84事業	17事業	0事業
	83.2%	16.8%	0%
平成29年度	85事業	16事業	0事業
	84.2%	15.8%	0%
平成30年度	84事業	17事業	0事業
	83.2%	16.8%	0%
令和元年度	82事業	19事業	0事業
	81.2%	18.8%	0%
令和2年度	79事業	21事業	1事業
	78.2%	20.8%	1.0%
5年間平均	82.8事業	18事業	0.2事業
	82.0%	17.8%	0.2%

(B) 施策別評価結果

- ・「基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の実現」について、5年間を通じて46事業中40事業以上が○評価で、割合も87.0%以上となっています。
- ・「基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女の参画促進」について、5年間を通じて32事業中24事業以上が○評価でした。一方、令和2年度はコロナ禍の影響により、意識啓発や男性の食生活改善事業が縮小となったことから、○評価の割合は75.0%になりました。
- ・「基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して安心して暮らせる環境づくり」について、5年間を通じて23事業中15事業が○評価で、割合は65.2%にとどまっています。これは、障害者の自立支援が当初の計画値に満たなかったことや、高齢者対象のいきいき学級の参加者減少、各種健康診断等の参加者減少、総合型スポーツクラブの会員減少などによるものです。

【施策別評価結果一覧】

基本目標	年度（○評価）				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の実現 (46事業中)	42事業	42事業	43事業	41事業	40事業
	91.3%	91.3%	93.5%	89.1%	87.0%
Ⅱ あらゆる分野における男女の参画促進 (32事業中)	27事業	28事業	26事業	26事業	24事業
	84.4%	87.5%	81.3%	81.3%	75.0%
Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して安心して暮らせる環境づくり (23事業中)	15事業	15事業	15事業	15事業	15事業
	65.2%	65.2%	65.2%	65.2%	65.2%

③ 主要23事業について

【評価概要】

- ・「基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の実現」の13事業については、5年間を通じ概ね12事業について○評価となりました。一方、令和2年度については、コロナ禍のため啓発活動を縮小したことにより、「1 固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発」が△評価となりました。
- ・「基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女の参画促進」の10事業については、5年間を通じ概ね7事業が○評価となりました。一方、「44 審議会等における女性委員の登用の促進」について、目標30%に達していないことから全年度を通じて△評価となりました。また、「62 ファミリー・サポートセンターの利用促進」についても、提供会員の登録人数が少なく、依頼会員とのマッチングに至っていないことから全年度を通じて△評価となりました。

【主要 23 事業評価結果一覧】

基本目標・主要事業		H28	H29	H30	R1	R2	担当課
基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の実現 (13 事業)							
1	固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発	○	○	○	○	△	経営企画課
2	男女共同参画に関する情報の収集と提供	○	○	○	○	○	経営企画課
3	男女共同参画に関するセミナー等の開催	○	○	○	○	○	経営企画課
4	男女平等の視点に立った教育・学習の推進（学校教育活動全般での配慮）	○	○	○	○	○	学校教育課
5	男女平等の視点に立った教育・学習の推進（教材等の選定に男女共同参画の視点を加味）	○	○	○	○	○	学校教育課
15	図書館における男女共同参画に関する図書の実践（関連図書の整備）	○	○	○	○	○	生涯学習課 （図書館）
16	図書館における男女共同参画に関する図書の充実（展示の仕方等の工夫）	○	○	○	○	○	生涯学習課 （図書館）
22	DV被害者を支援する体制の充実（相談支援の実施と充実）	○	○	○	○	○	健康推進課
23	DV被害者を支援する体制の充実（広報誌やホームページでの周知）	○	○	○	○	○	健康推進課
36	人権相談の充実（特設人権相談の開設）	○	○	○	○	○	経営企画課
37	人権相談の充実（千葉地方法務局との連携）	○	○	○	○	○	経営企画課
38	人権相談の充実（広報誌やホームページでの周知）	○	○	○	○	○	経営企画課
40	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	△	△	△	△	○	経営企画課
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女の参画促進 (10 事業)							
44	審議会等における女性委員の登用の促進	△	△	△	△	△	総務課 各所属
51	事業所等に対する広報・啓発	○	○	○	○	○	商工観光課
52	男性の食生活改善事業	○	○	○	○	△	健康推進課
53	パパママ学級の開催	○	○	△	△	△	健康推進課
54	育児、介護等に関する講座等への男性の参加促進	△	○	○	○	○	健康推進課
55	幼保一元化の推進	○	○	○	○	○	子ども支援課
57	学童保育の充実	○	○	○	○	○	子ども支援課
62	ファミリー・サポートセンターの利用促進	△	△	△	△	△	子ども支援課
68	女性の再就職の促進	○	○	○	○	○	商工観光課
71	家族経営協定の締結の促進	○	○	○	○	○	農林水産課

(3) 市民意識調査

〔資料：鴨川市 男女共同参画に関する市民意識調査集計等結果報告書（令和2年度）〕

※ 調査の集計は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しており、回答比率の合計は100%にならない場合があります。

① 男女の平等意識について

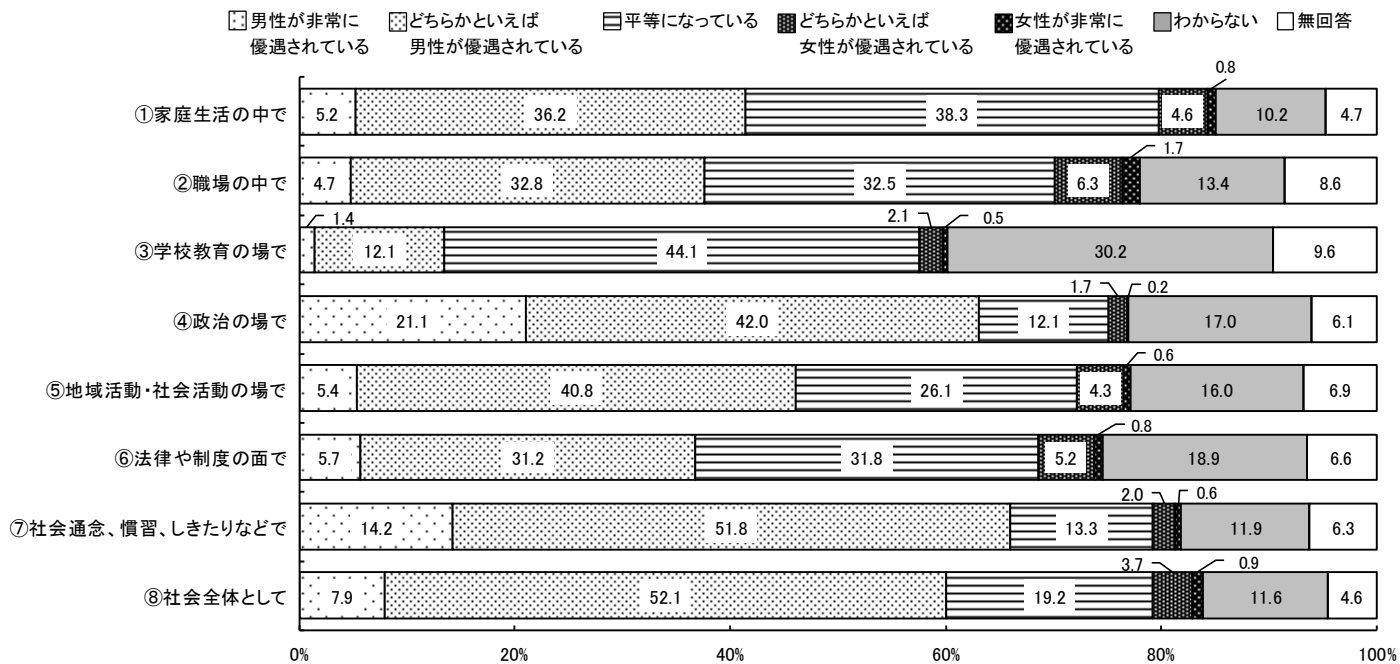
「男女の平等感」について「⑧社会全体として」の分野で見ると、「男性が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計が60%を占めており、「どちらかといえば女性が優遇されている」、「女性が非常に優遇されている」の合計4.6%と比べ大きな開きがあります。

分野別で見ると、特に「男性が優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせ「男性が優遇されている」との回答が過半数を占める項目は、「④政治の場で」、「⑦社会通念、慣習、しきたりなどで」、「⑧社会全体として」の3分野となっています。

「平等になっている」との回答は、「③学校教育の場で」（44.1%）が最も多く、次いで「①家庭生活の中で」（38.3%）と続いています。

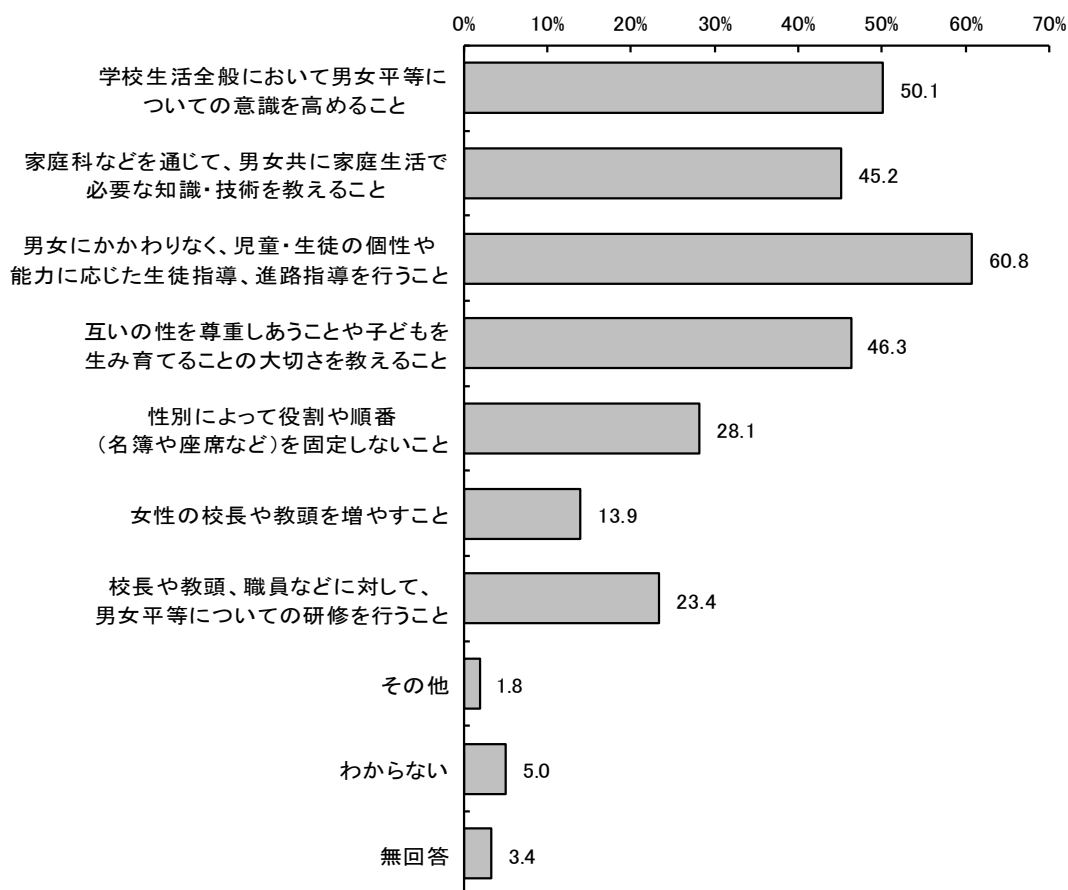
性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、男女共同参画について市民一人ひとりが正しく理解するとともに、様々な場面において性による人権侵害を許さない社会環境づくりを進めることが大切であり、そのためには、男女の不平等感をなくしていくことが必要となります。

■ 男女の平等意識について



学校教育の場で男女平等意識を深めるために大切なことへの回答として、「男女にかかわらずなく、児童・生徒の個性や能力に応じた生徒指導、進路指導を行うこと」(60.8%)が最も多くなっています。また、「学校生活全般において男女平等についての意識を高めること」(50.1%)、「互いの性を尊重しあうことや子どもを生き育てることの大切さを教えること」(46.3%)、「家庭科などを通じて、男女共に家庭生活に必要な知識・技術を教えること」(45.2%)が半数近くを占めています。

■学校教育や家庭・地域社会の場における男女平等意識の啓発について



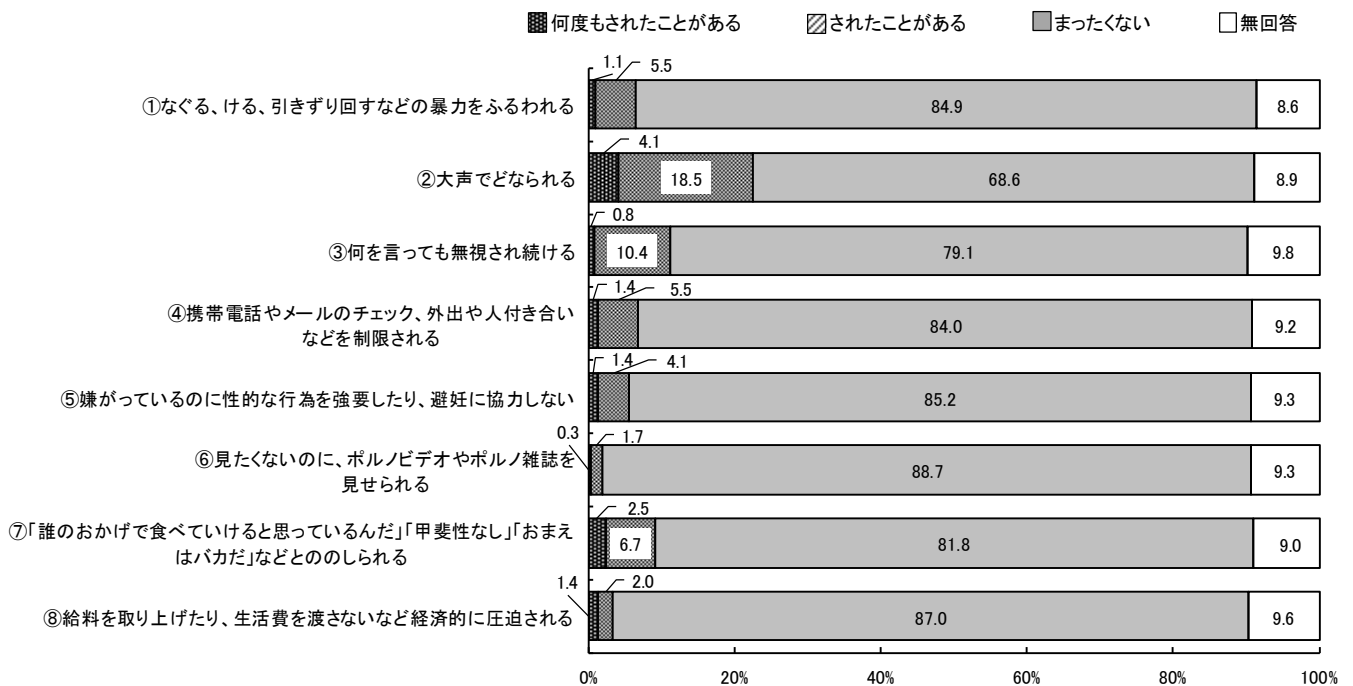
② 配偶者等からの暴力行為について

配偶者や恋人などパートナーからの暴力（DV、デートDV*）をみると、全ての項目において「まったくない」との回答が過半数を超えているものの、「何度もされたことがある」と「されたことがある」との回答からDV経験のある人が顕在し、その内容で最も多い項目は「②大声でどなられる」（22.6%）で、次に「③何を言っても無視され続ける」（11.2%）となっています。

他に「⑦「誰のおかげで食べていけると思っているんだ」、「甲斐性なし」、「おまえはバカだ」などとののしられる」（9.2%）、「④携帯電話やメールのチェック、外出や人付き合いなどを制限される」（6.9%）などが続いています。

DVは重大な人権侵害であり、このような暴力の根絶に引き続き取り組むことが必要です。

■配偶者等からの暴力行為の有無について



*デートDV

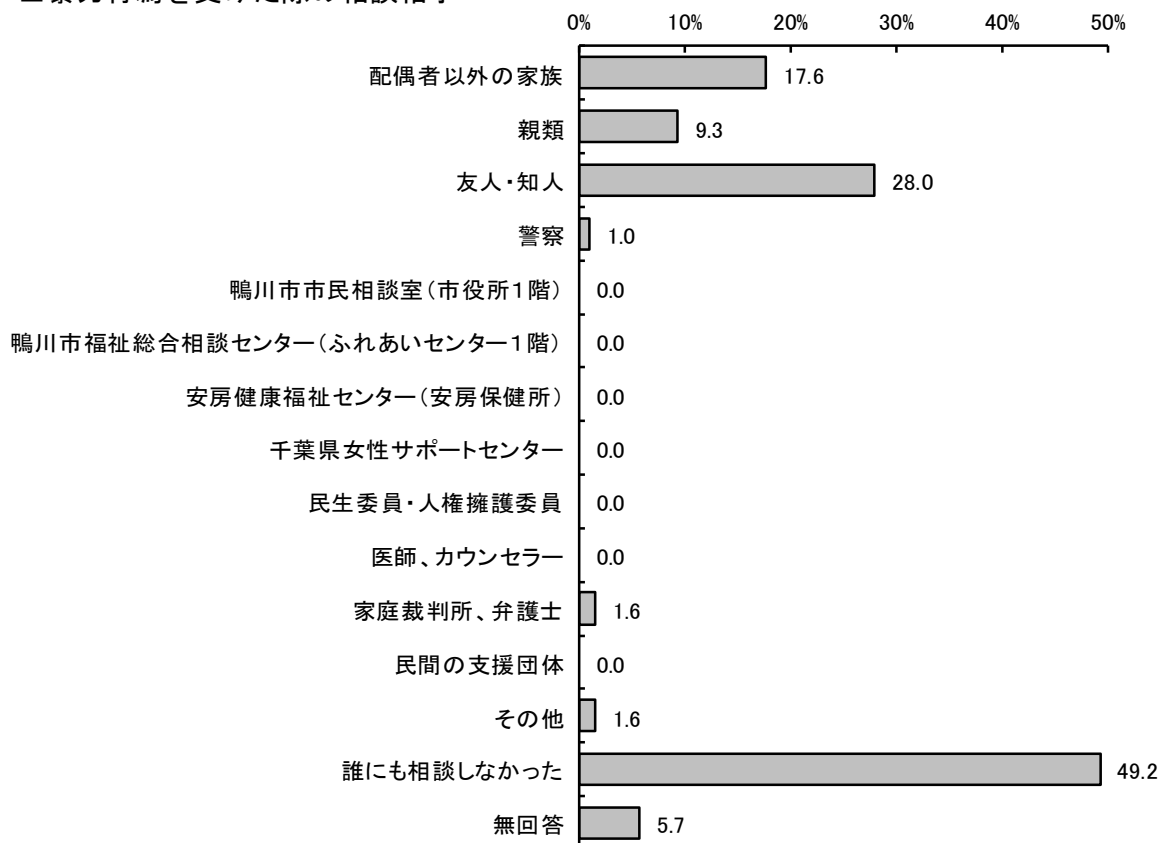
夫婦間での暴力行為（DV）と同じように、婚姻関係にない若い世代の恋人同士や交際相手からの暴力行為が低年齢化し、深刻な問題となっているため、夫婦間、家庭内暴力と区別する言葉として「デートDV」が使用されている。

配偶者や恋人などパートナーからの暴力を受けたことがある人のうち、「誰にも相談しなかった」(49.2%)は半数近くを占めています。

相談した人の相談相手としては、「友人・知人」(28.0%)、「配偶者以外の家族」(17.6%)、「親類」(9.3%)が上位のほとんどを占めており、「警察」や専門機関等への相談は少ない状況となっています。

DV等による被害者の相談・支援体制の充実を図るとともに、相談窓口等の周知や相談しやすい社会環境づくり、意識啓発が必要となっています。

■暴力行為を受けた際の相談相手

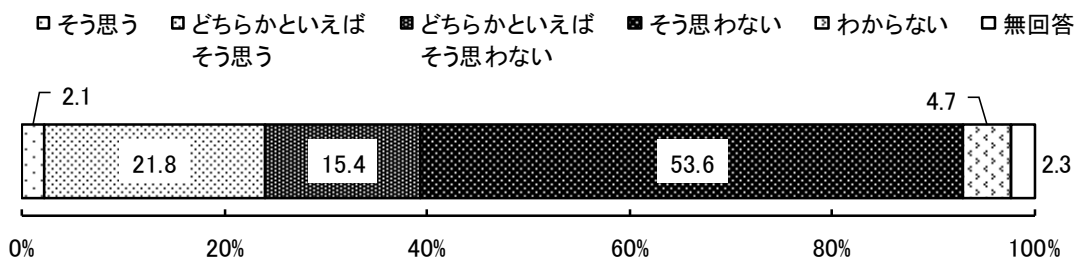


③ 性別による役割分担の意識について

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「そう思わない」(53.6%)、「どちらかといえばそう思わない」(15.4%)との否定回答が7割近くを占めています。

一方、「そう思う」(2.1%)及び「どちらかといえばそう思う」(21.8%)を合わせた肯定回答は23.9%となっています。

■性別役割分担意識



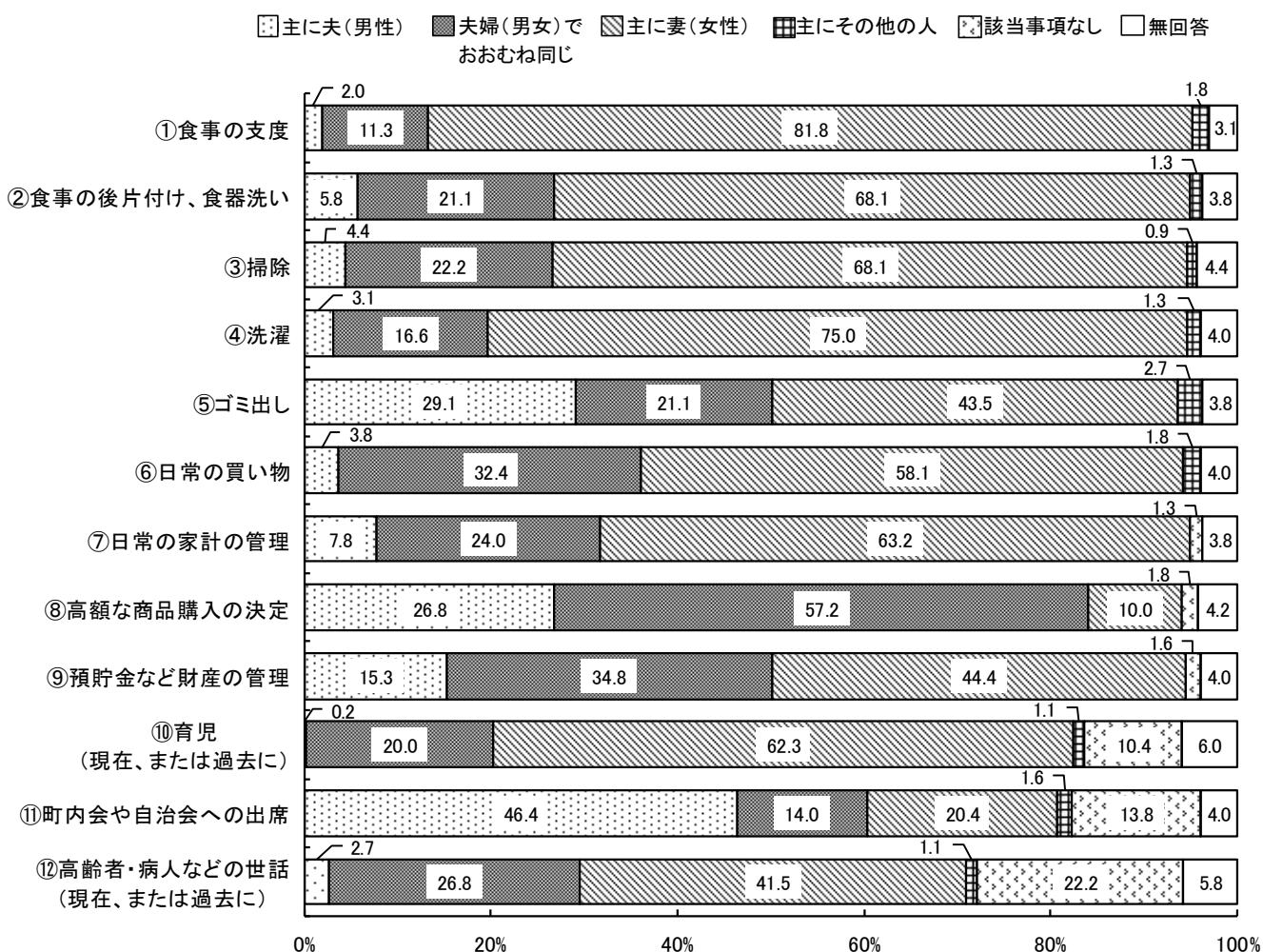
第1章 計画の策定にあたって

家庭での役割意識について、家事や育児、介護は夫婦（男女）のどちらが実際に分担しているかとの問いに対し、「主に夫（男性）」との回答が多いのは、「⑩町内会や自治会への出席」（46.4%）です。その他の項目では総じて「主に妻（女性）」との回答が多くなっています。

このような結果から、仕事と家庭を両立させるための負担については、主に女性が抱えている状況がうかがえます。

特に「①食事の支度」については、8割以上が妻（女性）の役割となっており5年前の調査時から変化がなく、平成29年度から国や県などが進めている、男性の料理参加を促進する取組みの成果が、数字に反映されていない状況です。

■家庭における役割意識

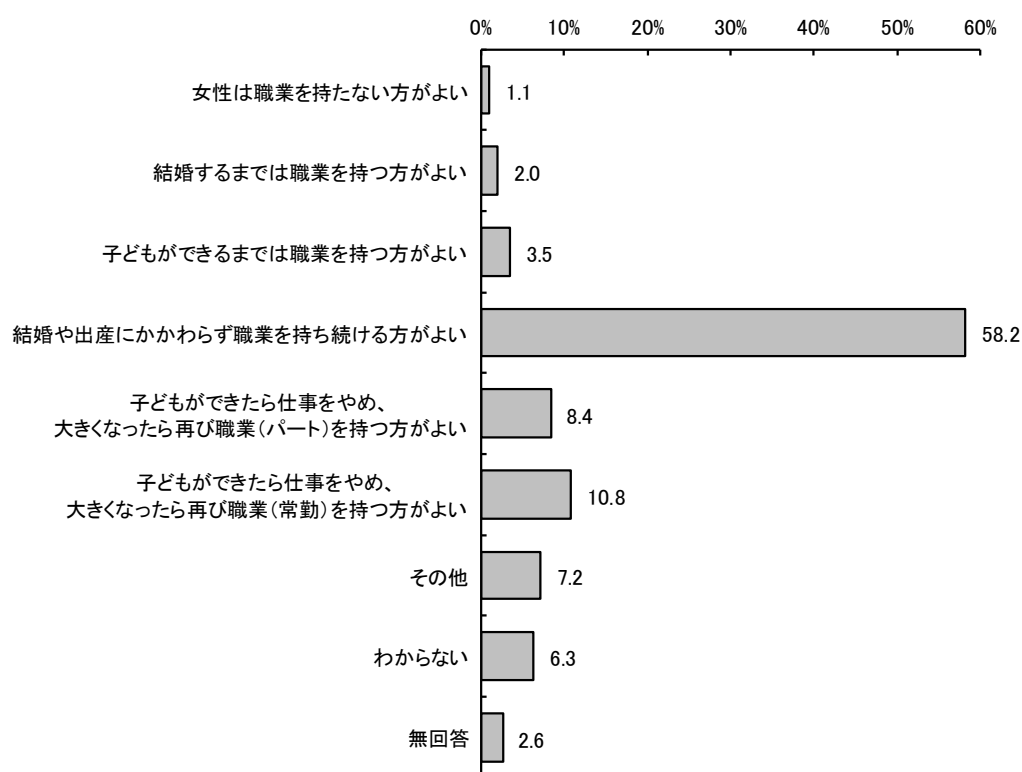


女性が職業を持つことについて、「結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい」(58.2%) が最も多く半数以上を占めています。

次いで、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業(常勤)を持つ方がよい」(10.8%) 及び「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業(パート)を持つ方がよい」(8.4%) との回答から、妊娠・出産を機に仕事をやめても、いずれは再び就労することについて肯定的な考え方の人が多いことがわかります。

このような状況から、雇用の場における男女の均等な機会と待遇確保を促進するとともに、女性の継続的な就業を支援するための取組みが必要と考えられます。

■女性が職業を持つことについての考え方

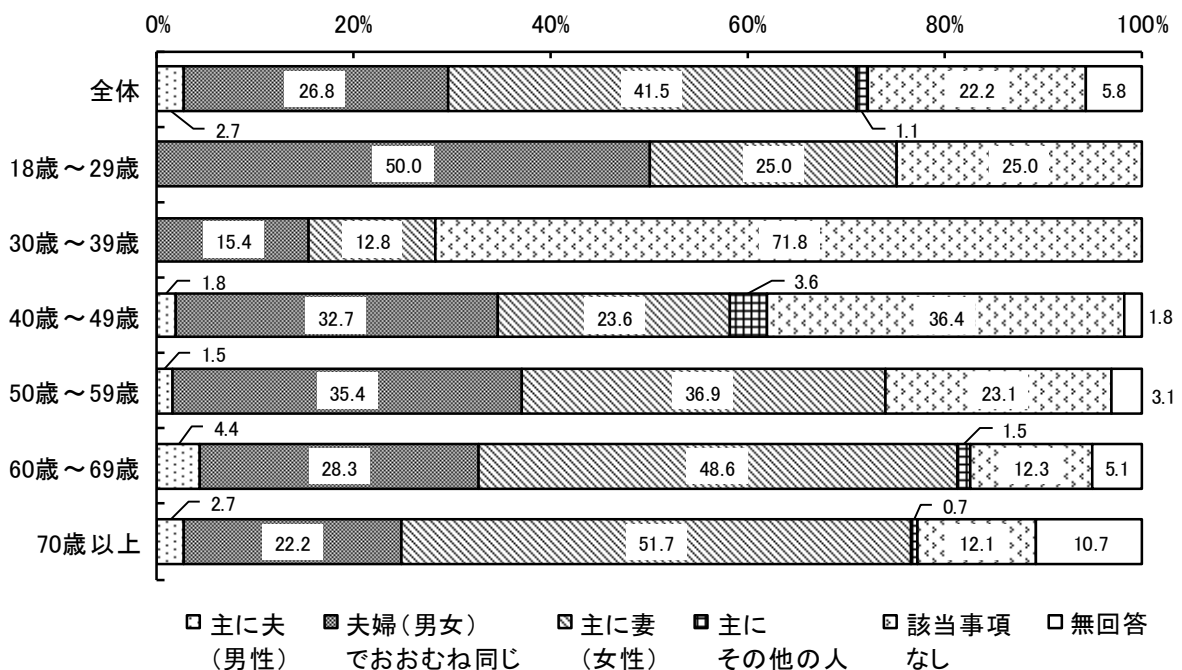


第1章 計画の策定にあたって

介護の負担をみると、「主に夫（男性）」、「夫婦（男女）でおおむね同じ」の割合が、前回調査（平成27年度）から増えているものの、「主に妻（女性）」の割合が高い年齢層も引き続き見られ、女性の介護負担があまり軽減されていないことがうかがえます。

このような課題を踏まえ、女性だけに介護などの負担が集中することがないように、介護保険制度のより一層の充実を図るため円滑な運営やサービス提供に努め、高齢者が地域で安心していきいきと生活できる環境づくりが必要です。また、障害のある方等についても、生活などに不安を抱えること無く、各個人の能力や適性に応じて自立した生活を営むことができるよう、適切な福祉サービスによる給付とその他の支援を提供していく必要があります。

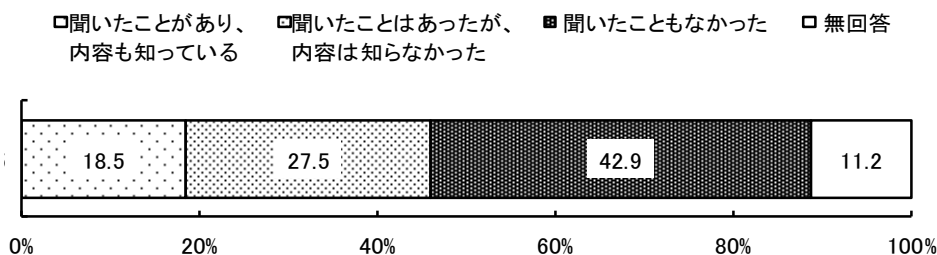
■高齢者・病人などの世話について



ワーク・ライフ・バランスについて、「聞いたこともなかった」（42.9％）との回答が最も多く、「聞いたことはあったが、内容は知らなかった」（27.5％）、「聞いたことがあり、内容も知っている」（18.5％）と合わせ、「聞いたことがある」人は46.0％となり、前回調査（平成27年度）の40.8％から認知度が増加しています。

男女が共に支え合い、職場や地域、家庭などあらゆる場面において責任と喜びを分かち合う社会を実現するには、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発をはじめ、男性の家庭生活への参画を促進する取組みが必要となります。

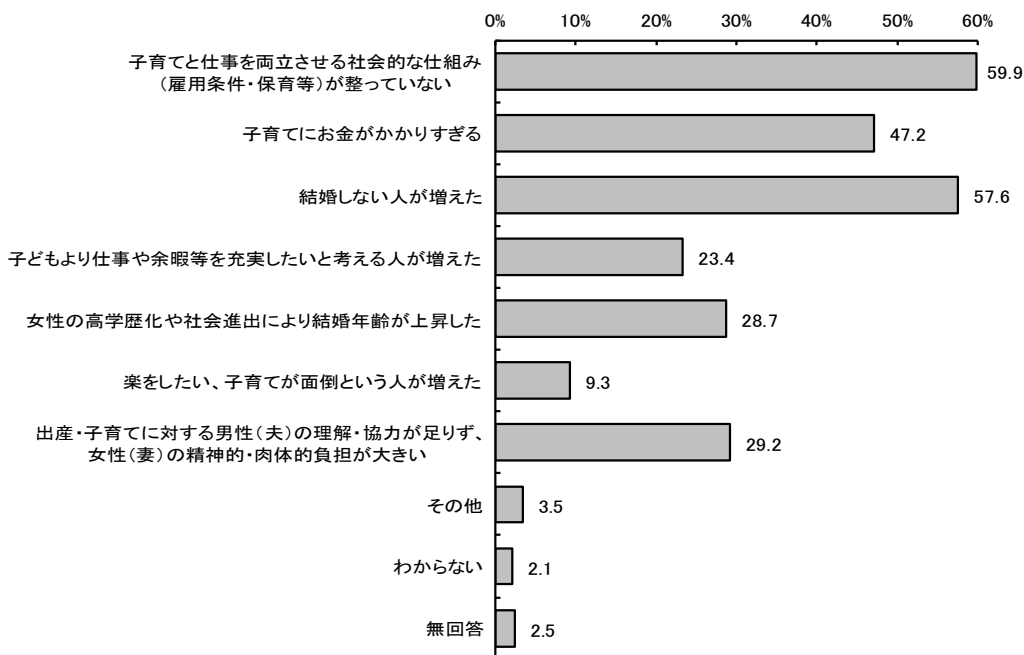
■ワーク・ライフ・バランスの認知状況



④ 出生率低下の原因

出生率が低下している原因として何が考えられるかとの問いに対し、「子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み（雇用条件・保育等）が整っていない」（59.9%）が最も多く、次いで「結婚しない人が増えた」（57.6%）、「子育てにお金がかかりすぎる」（47.2%）と続きます。また、「出産・子育てに対する男性（夫）の理解・協力が足りず、女性（妻）の精神的・肉体的負担が大きい」（29.2%）が、前回調査（平成27年度）の24.6%より多くなっており、男性（夫）の育児参加が進んでいない実態がうかがえます。

■出生率低下の原因について

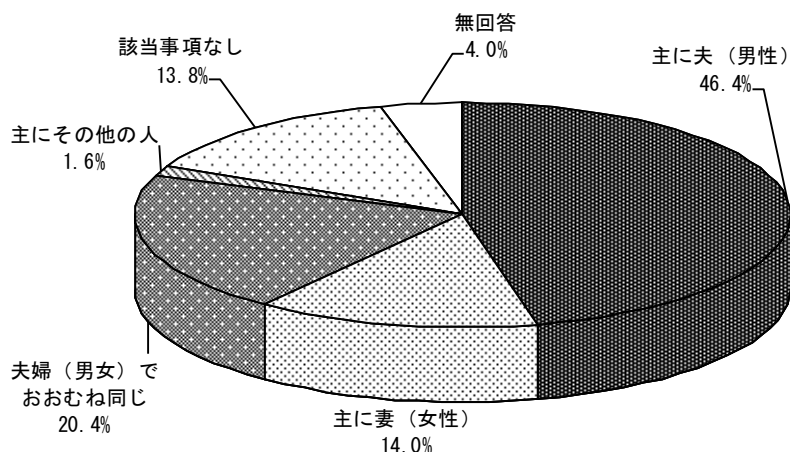


⑤ 町内会や自治会への出席

町内会や自治会への出席では、最も多く占める回答が「主に夫(男性)」(46.4%)となっている一方、「主に妻(女性)」は14.0%にとどまり、前回調査（平成27年度）の22.6%から減少している状況です。

女性の視点やニーズを地域づくりにより反映していけるよう、地域社会への女性の参画を可能とする更なる環境整備が必要です。

■町内会や自治会への主な出席者について

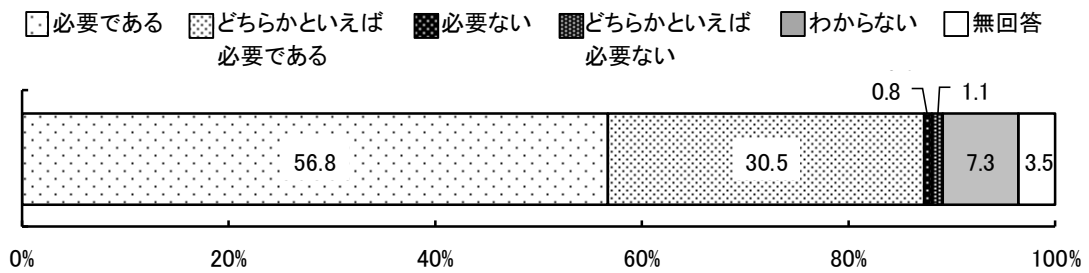


⑥ 防災・災害対策において女性に配慮した対応の必要性

防災・災害対策における女性の視点に配慮した対応の必要性について、「必要である」(56.8%)との回答が最も多く、次いで「どちらかといえば必要である」(30.5%)となりました。特に「必要である」の割合は、前回調査(平成27年度)の46.3%から10.5ポイント増加しており、令和元年房総半島台風の教訓や頻発する豪雨災害の影響が数値に反映されたものと考えられます。

防災及び災害支援対策において男女双方の視点を活かし、性差等に配慮したきめ細かな取組みを推進することが必要です。

■防災における女性に配慮した対応の必要性について



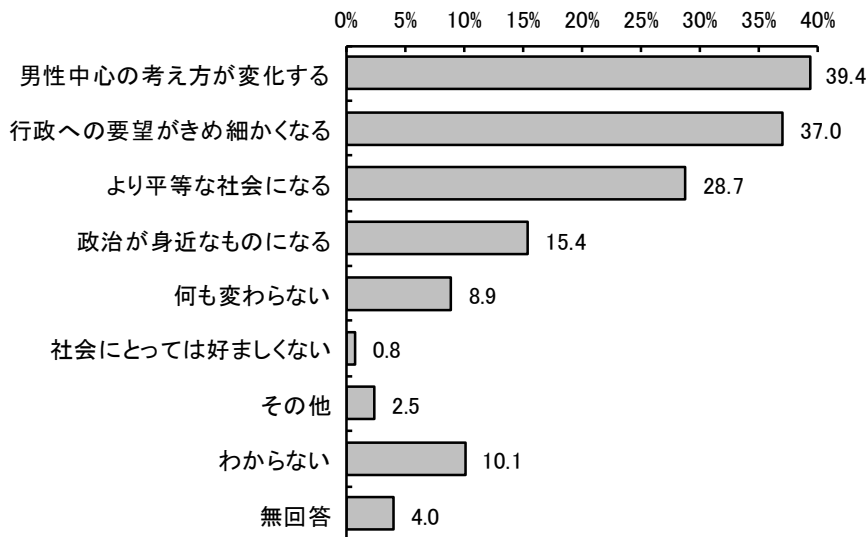
⑦ 政策決定過程における女性参画の社会的影響

政策方針を決定する過程への女性の参画が増えた場合、社会への影響はどうかとの問いに対し、「男性中心の考え方が変化する」(39.4%)との回答が最も多く、次いで「行政への要望がきめ細くなる」(37.0%)、「より平等な社会になる」(28.7%)となり、上位3位を占めています。

このような現状とともに、行政は男女共同参画の先行事例として民間事業所への模範を示すことが望まれ、職場環境づくりへの配慮が必要です。

また、政策決定過程への参画促進として、各審議会等への女性委員や、市管理職への女性職員の登用を進めるとともに、実現可能とする人材の発掘・育成に努めることが必要です。このような課題を踏まえ、市民や職員一人ひとりの多様な意見が反映される行政運営を推進していくことが求められています。

■政策決定過程における女性参画の社会的影響について

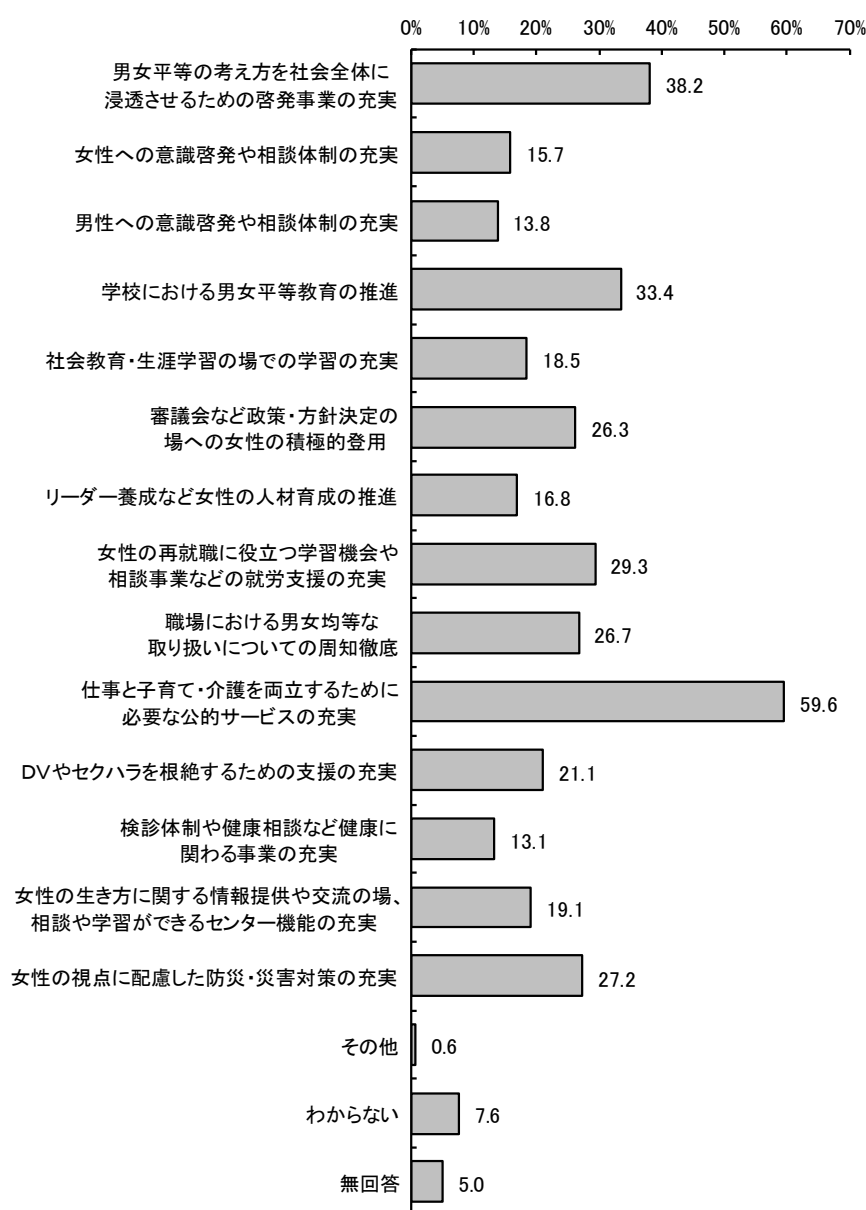


⑧ 男女共同参画社会の実現のために取り組むべきこと

男女共同参画社会を実現していくために、今後、本市において取り組むべきことは何かとの問いに対し、「仕事と子育て・介護を両立するために必要な公的サービスの充実」(59.6%)との回答が最も多く、「男女平等の考え方を社会全体に浸透させるための啓発事業の充実」(38.2%)と続きます。

特に、「学校における男女平等教育の推進」(33.4%)と「女性の視点に配慮した防災・災害対策の充実」(27.2%)については、前回調査(平成27年度)から増加しており、今後は、男女共同参画を意識した教育・防災施策に取り組む必要があります。

■男女共同参画社会の実現のために取り組むべきこと



4 計画策定の焦点（重要項目）

本市を取り巻く社会情勢や統計情報、市民意識調査、前回計画の実績などから導かれる課題を踏まえて、本計画の策定にあたっては以下の3点を重視し、計画全体にわたる横断的視点として位置づけ、本計画の施策を充実させるものとします。

（1）個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現

市民意識調査によると、社会全体として平等になっていると感じている人は5分の1以下にとどまり、男性が優遇されていると感じている人が半数を超えています。

また、分野別で見た場合、「社会通念、慣習、しきたり」については平等との回答が1割強である一方、男性優遇は6割を超えており、このような市民の意識の傾向が、女性の社会参画を妨げるひとつの要因となっている様子が見えます。

男女共同参画社会の実現のためには、人権の尊重は不可欠であり、重要かつ基本的なことです。本市の状況を踏まえ、「個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現」を特に重視することとし、関連施策の充実を図ります。

● DVや虐待等あらゆる暴力を許さない環境づくり

個人の人権に対する重大かつ深刻な侵害である暴力は、それがどのような形であっても、どのような理由があるにしても、誰に対しても決して許されるべきものではありません。

DVや虐待等は深刻な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻む要因のひとつです。あらゆる暴力を許さない環境づくりのため、市民一人ひとりの正しい理解を深める取り組みを推進します。

（2）男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、地域活動との両立ができる社会環境の整備

市民意識調査によると、男女共同参画社会の実現のために市が取り組むべきこととして、6割が「仕事と子育て・介護を両立するために必要な公的サービスの充実」をあげています。

本市における女性の労働力率は国・県を大きく上回り、多くの女性が社会で重要な役割を担い活躍していますが、核家族化の進行などに伴い、子育てや介護などの家庭生活と仕事を両立するための支援の重要性が増している様子が見えます。

地域経済の持続的な発展という観点から見ても、少子高齢化とそれに伴う人口減少の更なる進行が見込まれる中にある以上、これまで以上に、男女が共に、その個性や能力を存分に発揮できる環境を整備していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、「男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、地域活動との両立ができる社会環境の整備」を特に重視することとし、関連施策の充実を図ります。

● 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」への取り組み

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が実現した社会は、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方を選択・実現できる社会です。

子育て・介護等の法整備は図られたものの、実態は多くの場合、依然としてあまり変わらないというのが現状です。そのため、「ワーク・ライフ・バランス」の観点から、男女の働き方、家庭・地域との関わり方、特に“男性にとっての男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの意味・意義”を再確認し、男女が仕事と生活を両立できる環境整備と意識啓発に努めます。

（3）あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進

市民意識調査によると、男女共同参画社会の実現のために市が取り組むべきこととして、「男女平等の考え方を社会全体に浸透させるための啓発事業の充実」、「学校における男女平等教育の推進」が3割以上と上位を占めています。

幼少期から他者を思いやる心を育み、その後も成長段階にあわせて男女共同参画に関する様々な体験や学習の機会を提供し、地域社会の一員として、市民一人ひとりが正しく理解することが、男女共同参画社会を実現していくうえで不可欠であるため、「あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進」を特に重視することとし、関連施策の充実を図ります。

● 男女平等意識の浸透

男女が社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、市民一人ひとりの個性と能力が十分に発揮されるような多様な生き方を選択・実現できるよう、男女平等の意識づくりを進める必要があります。時代とともに男女の固定的な役割分担意識は次第に改善されつつありますが、長い時間の中で形づくられてきたものであり、即座に払拭することは難しく、さらに意識啓発に努めていく必要があります。

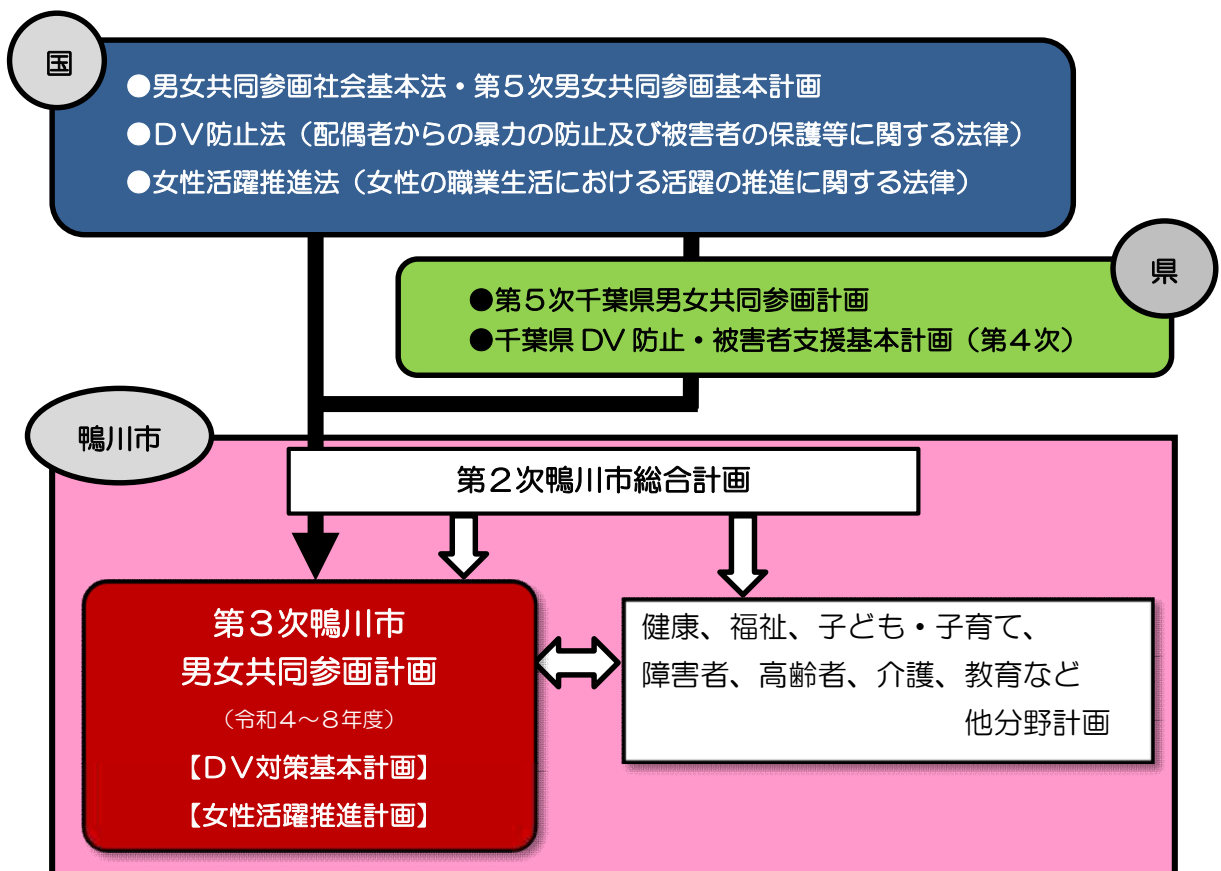
特に、「男らしさ」「女らしさ」の「ジェンダー問題」については、“あらゆる分野における社会的性別（＝ジェンダー）の存在に気づく視点”が大切になります。「人権を尊重した男女平等意識」の一層の浸透を図り、男女共同参画社会基本法で求められている、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指すことが必要です。もちろん、女性の経済活動への参画や男性の家庭生活等への参画だけを求めるものではありません。子育てに専念したい女性や、仕事にやりがいを持つ男性、仕事と家庭の両方をバランスよく過ごしたい人など、誰もがその人らしく暮らすことができる社会づくりに向け、取り組みます。

5 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

- ◇本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第5次千葉県男女共同参画計画」を踏まえた計画とします。
- ◇本計画は、本市の最上位計画である「第2次鴨川市総合計画」の部門別計画であり、他部門計画との整合・連携を図るものとします。
- ◇本計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく本市の「DV対策基本計画」としても位置づけます。
- ◇本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく本市の「女性活躍推進計画」としても位置づけます。
- ◇本計画は、国際社会共通の目標「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げる「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を目指し、取り組むこととします。

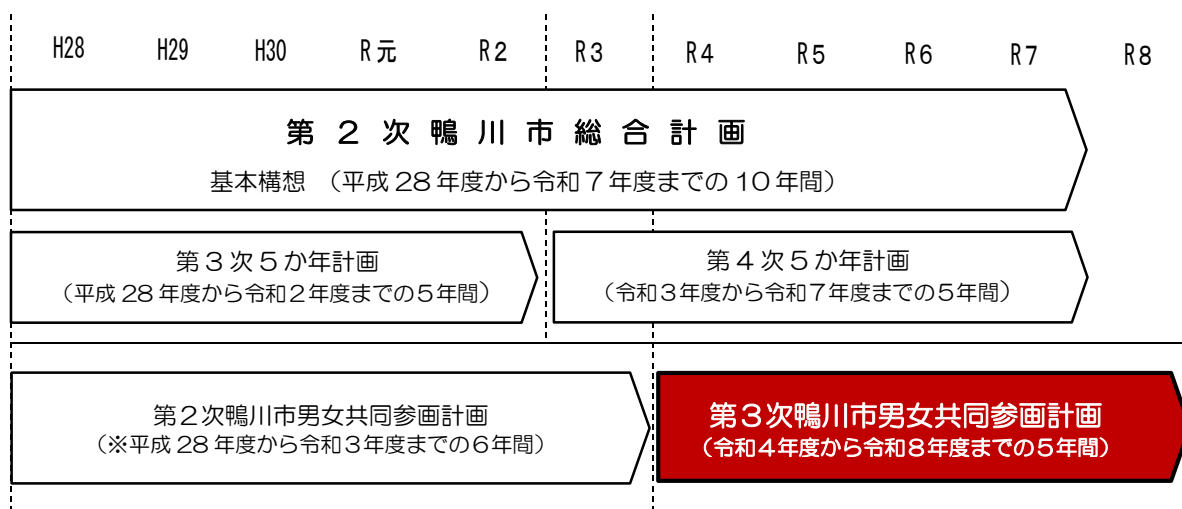
【計画の位置付けイメージ図】



(2) 計画の期間

◇本計画の計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。なお、計画期間中においても、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等、必要に応じて見直しを行います。

【計画期間のイメージ図】



※第2次鴨川市男女共同参画計画の計画期間は、当初、平成28年度から令和2年度までの5年間でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により第3次計画の策定を令和3年度に延期したことから、第2次計画の期間を1年間延長することとしたものです。

6 計画の策定方法と推進体制

(1) 計画の策定方法と市民ニーズの反映

- ◇本計画の策定に際しては、平成28(2016)年3月策定の『第2次鴨川市男女共同参画計画』を基本的に踏襲しつつ、社会情勢を考慮し、「鴨川市男女共同参画推進審議会」における委員からの意見・要望を市民意向・ニーズとして捉え、可能な限り計画に反映させます。
- ◇「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和2〔2020〕年度実施)等の結果から抽出された課題や意見・要望を、可能な限り計画内容に反映させるよう努めます。
- ◇「パブリック・コメント」手続を実施し、広く市民から意見を募り、その結果を踏まえて策定するよう努めます。

(2) 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現にあたっては、男女を取り巻く社会的背景を認識した上で、あらゆる分野において総合的かつ計画的に施策を推進することが必要となります。

また、行政のみではなく、市内の事業所等や関係機関、そして市民一人ひとりが、それぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的に取り組んでいくことが必要です。

男女共同参画に関する施策を着実に推進していくために、本市男女共同参画推進審議会の意見を伺い、市民及び事業者等の理解と協力を仰ぎながら、基盤となる推進体制のより一層の充実に努めます。

① 庁内推進体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を推進していくためには、行政が主体的に果たす役割が大きく、その取り組み内容は幅広い分野にわたるため、全ての職員が男女共同参画社会の実現を目指すという共通認識を持つことが重要であり、全庁体制により推進することで本計画の実現へ着実に向かっていきます。

② 市民との連携

男女共同参画社会づくりは、市民が家庭や地域・職場などにおいて自発的かつ主体的な行動をとることが必要不可欠です。市民が行動しやすい環境を整えるため、関連する情報等のわかりやすい広報に努め、啓発活動を行います。

③ 事業所等との連携

市内の事業所、団体、機関などが、男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、主体的に取り組むことができるよう、広報・啓発活動を行います。

④ 国・県、近隣の自治体等関係機関との連携

本計画を推進していくにあたり、国・県や近隣自治体等との連携と情報共有に努めます。

(3) 計画の推進に求められる各々の役割

市民一人ひとりが、自分自身の行動に責任を持ち、自立して自己実現を図っていきけるよう、それぞれの立場で男女共同参画を身近なものとして理解し、意識づくりを進めることが重要です。

各立場（視点）から重要、かつ積極的にできることを整理し、周囲への効果的な啓発活動につなげられるよう努めます。

各立場 (視点)	役 割
市	男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進します。 市職員一人ひとりが、男女共同参画の意味を理解し、意識の向上を図ります。
市民	一人ひとりが家庭・地域・職場等において男女共同参画に関する理解を深め、その推進に努めます。 生活の中に、男女共同参画の視点を持って行動します。
教育関係者	男女平等の意識づけは、幼少期からの教育が有効かつ必要不可欠と考えられ、本市における教育関係者は、男女平等に配慮した教育課程や日頃の生活指導など、男女共同参画社会の実現を担う人材の育成に努めます。
企業・事業者	男女共同参画の推進に積極的に努め、市が実施する施策に協力します。

(4) 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、個々の事業の進捗状況について、担当課による自己評価を実施するほか、本市男女共同参画推進審議会において主要事業の点検・評価を行います。

成果指標については、計画の改定時期に市民意識調査を実施し、前回調査の結果と比較・検討を行うことで、取組みの成果や課題を明らかにしていきます。

(5) 成果指標

本計画における成果指標を、下記のとおり設定します。

項目 (把握方法)	現状値 (時点)	目標値 (めざす方向)
①「男は仕事、女は家庭」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	23.9% (令和2年度)	20.0% (↘)
②「男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	19.2% (令和2年度)	25.0% (↗)
③DV被害者のうち「誰にも相談しなかった」と回答した市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	49.2% (令和2年度)	40.0% (↘)
④審議会等の女性委員の割合	21.9% (令和2年4月1日)	30.0% (↗)
⑤市の管理職(課長以上)に占める女性職員の割合	7.1% (令和2年4月1日)	10.0% (↗)
⑥市の管理職(係長以上)に占める女性職員の割合	32.1% (令和2年4月1日)	35.0% (↗)
⑦「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	46.0% (令和2年度)	50.0% (↗)
⑧保育サービスの充実、施設の整備に満足する市民の割合 (鴨川市まちづくりアンケート)	26.4% (令和元年度)	50.0% (↗)
⑨子育て支援施策の促進に満足する市民の割合 (鴨川市まちづくりアンケート)	25.4% (令和元年度)	30.0% (↗)
⑩学童保育を利用した児童数	358人 (令和2年度)	217人 (減少率を抑制)
⑪福祉総合相談センター新規相談受付件数	564件 (令和元年度)	564件 (現状維持)
⑫福祉関連ボランティア登録者数	548人 (令和元年度)	520人 (減少率を抑制)
⑬自分の健康状態を「とてもよい」「まあよい」と思う市民(40~64歳)の割合(高齢者保健福祉計画等の策定に関する市民アンケート調査)	82.6% (令和元年度)	85.7% (↗)
⑭自分の健康状態を「とてもよい」「まあよい」と思う市民(一般高齢者)の割合(高齢者保健福祉計画等の策定に関する市民アンケート調査)	76.2% (令和元年度)	78.5% (↗)
⑮防災に関する出前講習等の年間実施回数	10回 (令和元年度)	15回 (↗)

第2章 計画の理念と目標（施策の体系）

1 鴨川市の目指す地域社会（基本理念）

本市では、平成22（2010）年3月に策定した「鴨川市男女共同参画計画」及び平成28（2016）年3月に策定した「第2次鴨川市男女共同参画計画」の基本理念「^{みんな}男女が互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現」に基づき、男女共同参画の基本的な施策・事業を推進してきました。

しかし、人々の意識や行動、社会の慣習には差別や偏見、性別役割分担の固定的な考え方が依然として見受けられ、多様な生き方を阻む課題は、未だ顕在しています。

また、DV被害への対策や生活困窮者の問題、「女性活躍推進法」等に対応するため、これまでの理念に基づいた施策を継続的に進める必要があるほか、自然災害やコロナ禍という新たに課題に対する、男女共同参画の視点からの取組みも重要になっています。

本計画では、計画策定の焦点を踏まえ、全ての人々が共に認め合い、支え合い、市民一人ひとりがこれまで以上に安心して活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、前計画の基本理念を継承することとします。

【計画策定の焦点】

- ① 個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現
- ② 男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、地域活動との両立ができる社会環境の整備
- ③ あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進

基本理念

^{みんな}男女がお互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現

2 計画の基本目標と施策の体系（展開）

男女共同参画社会の実現に向けた各種施策は、一貫した取組み姿勢により継続的に進められる必要があることから、基本目標及び施策の体系については前計画で定めた3つの目標を継承し、それぞれ関連する施策や具体的な事業を体系づけるものとします。

その際、具体的な事業については前計画に固執することなく、実現済みの事業であれば削除し、新たな課題に対応する新規事業があれば積極的に盛り込むなど、スクラップ・アンド・ビルドの視点から設定するものとします。

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会について、広く市民の理解・協力が得られるよう、広報や啓発、教育や学習を推進します。

また、暴力等による人権侵害を許さない環境づくりを進め、市民一人ひとりが互いに思いやり人権を尊重し合う社会、男女が社会のあらゆる場面において対等な地位に立ち、均等に利益を享受できる男女共同参画社会の実現を目指し、基盤づくりを進めます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女の参画促進

女性と男性の意見が同等に社会へと反映されるように、行政や企業、団体等における政策・方針決定や企画立案の場への女性の参画を図ります。

また、男女が共に家庭や地域社会の一員としての責任を担い、それぞれの場面において能力を発揮するための環境づくりを進めます。

労働の場における機会と待遇の平等を確保するとともに、ライフスタイルやライフステージ*に応じて多様な働き方を選択できるようにするための環境づくりを進めます。

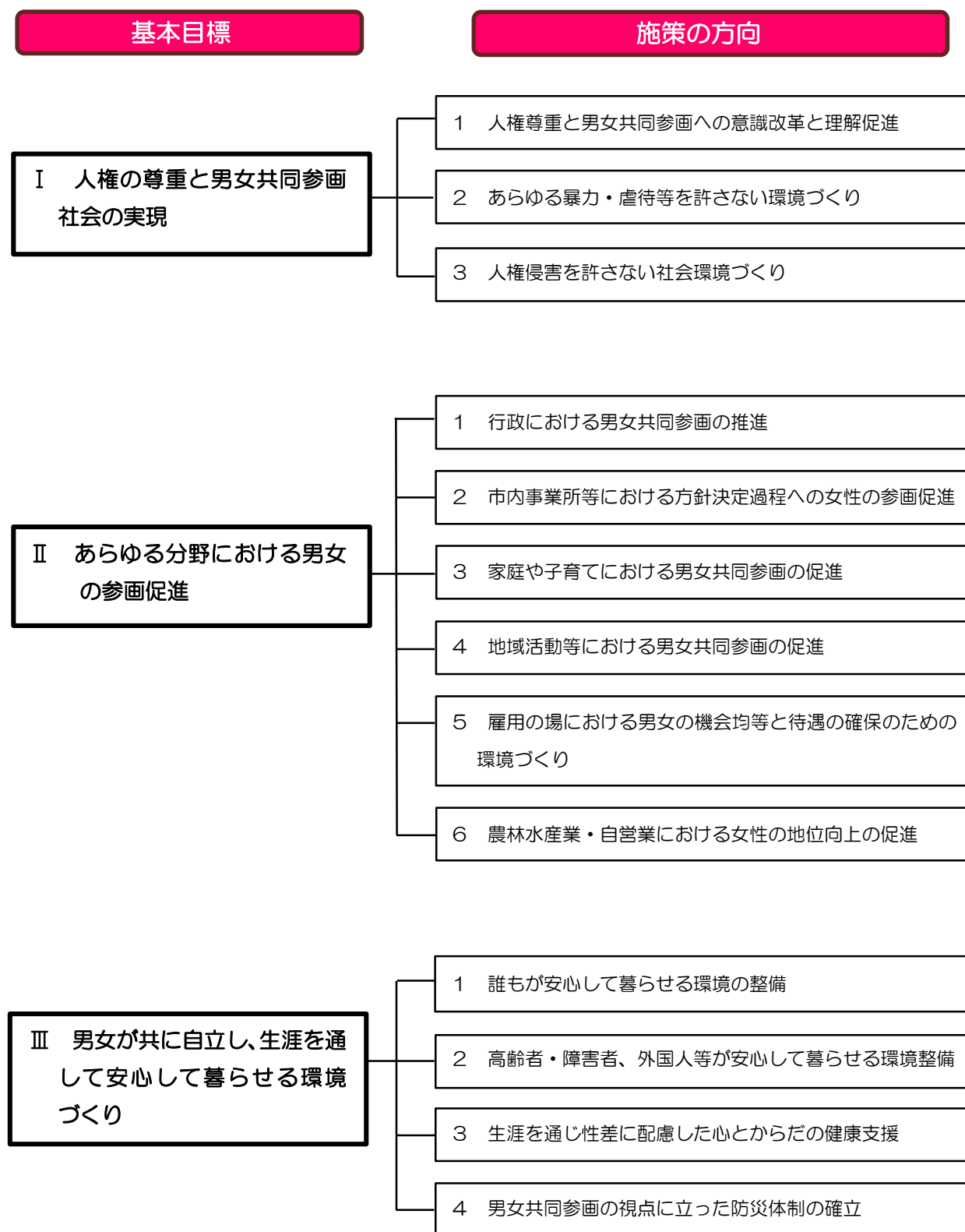
基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して安心して暮らせる環境づくり

高齢者及び障害者等の自立・社会参画の促進、性差に配慮した健康づくりや防災対策の推進を通して、市民が生涯にわたって安心して暮らすことのできる環境づくりを進めます。

*ライフステージ

人の一生を、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けた、それぞれの段階のこと。

〈施策の体系〉



〈施策の展開〉

I 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

施策の方向	主要な施策（取組み）
1 人権尊重と男女共同参画への意識改革と理解促進	①固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発の推進 ②男女平等意識の醸成 ③学校教育等における男女平等に関する保育・教育・学習の推進 ④男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実 ⑤国際理解の醸成 ⑥性的少数者に対する配慮の取組の推進
2 あらゆる暴力・虐待等を許さない環境づくり	①DV等に関する対策の推進 【DV対策基本計画】 ②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進 ③児童・高齢者・障害者に対する暴力の根絶
3 人権侵害を許さない社会環境づくり	①人権に関する相談等の充実 ②男女共同参画に関する調査・研究と、情報の収集・提供 ③メディアや行政刊行物等における人権尊重の十分な配慮

II あらゆる分野における男女の参画促進 **【女性活躍推進計画】**

施策の方向	主要な施策（取組み）
1 行政における男女共同参画の推進	①各審議会等委員への女性の参画促進 ②市役所における男女共同参画の推進
2 市内事業所等における方針決定過程への女性の参画促進	①女性の登用促進に関する働きかけ ②女性の人材の育成
3 家庭や子育てにおける男女共同参画の促進	①ワーク・ライフ・バランスの啓発 ②男性の家事・育児・介護への参画促進 ③教育・保育事業の充実 ④地域が一体となった子育て支援体制の充実
4 地域活動等における男女共同参画の促進	①地域活動への支援

<p>5 雇用の場における男女の機会均等と待遇の確保のための環境づくり</p>	<p>①女性の労働条件向上と雇用の場における平等の促進 ②就職希望者に対する情報提供 ③働く女性の母性保護及び母性健康管理に関する周知 ④雇用の場の充実</p>
<p>6 農林水産業・自営業における女性の地位向上の促進</p>	<p>①農林水産業における男女の経営参画の促進 ②自営業における男女の経営参画の促進</p>

Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して安心して暮らせる環境づくり

<p>施策の方向</p>	<p>主要な施策（取組み）</p>
<p>1 誰もが安心して暮らせる環境の整備</p>	<p>①相談支援の充実 ②ひとり親家庭等への支援の充実</p>
<p>2 高齢者・障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備</p>	<p>①高齢者・障害者の福祉の充実と自立支援 ②高齢者・障害者の社会参画の促進 ③在住外国人に対する支援</p>
<p>3 生涯を通じ性差に配慮した心とからだの健康支援</p>	<p>①母子健康の保持と増進 ②性差に配慮した健康支援対策の実施 ③生涯にわたる健康の包括的な支援</p>
<p>4 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立</p>	<p>①女性の参画など性差等に配慮した防災対策の推進</p>

第3章 計画の内容

基本目標 I 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

施策の方向 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革と理解促進

固定観念による偏見や差別などの解消とともに男女共同参画に対する意識を高めるため、人権尊重に基づく啓発活動や関連情報の提供を行い意識改革と理解の促進を図ります。

また、若年層の早い時期における教育環境等が重要であることから、学校等において男女平等・人権尊重の視点に立った教育を行います。

性について正しい理解を促進し、子ども達や家庭への支援としてきめ細かい相談体制の充実を図ります。

学校教育等を経た後も、地域社会の一員として子どもから大人へと引き続き、個性に応じた学習機会を得られるよう、生涯学習の充実に努めます。

さらに、国際社会の共通目標である持続可能な開発目標（SDGs）に対し、市民一人ひとりの国際理解の醸成に努めるほか、目標の一つである「ジェンダー平等」を実現するため、性的少数者に対する配慮の取り組み等を新たに推進します。

① 固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発の推進

事業名	事業内容	担当課等
固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発	◇「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や慣行等の解消を図るため、意識啓発を行います。	経営企画課

② 男女平等意識の醸成

事業名	事業内容	担当課等
男女共同参画に関する情報の収集と提供	◇男女共同参画に関連する情報や国、県、近隣自治体等の取組みについての情報を収集し、市広報誌やホームページ等を通して広く市民に提供します。	経営企画課
男女共同参画に関するセミナー等の開催	◇県などの関連団体との連携のもと、男女共同参画に関するセミナー等のイベントを開催します。	経営企画課

③ 学校教育等における男女平等に関する保育・教育・学習の推進

事業名	事業内容	担当課等
男女平等の視点に立った教育・学習の推進	<p>◇学級会や児童会、生徒会といった校内組織における男女平等への配慮や、男女平等に関する歴史の学習の実施など、学校教育活動全般において、子どもの発達段階に即した教育や学習を推進します。</p> <p>◇教材等の選定にあたり、男女共同参画の視点を加味するよう努めます。</p>	学校教育課
人権教育の推進	<p>◇自分や他者の生命・人権を尊重し、差別やいじめをしない子どもの育成に向けた人権教育を推進します。</p> <p>◇人権擁護委員等との連携のもと、各小学校における人権教室や街頭啓発を支援します。</p> <p>◇鴨川市いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめ防止等の対策の充実を図ります。</p>	学校教育課
男女共同参画の視点に立った進路指導の推進	<p>◇固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、各中学校生徒一人ひとりの資質や適性に応じた進路指導を推進します。</p>	学校教育課
認定こども園等における男女平等な教育・保育の推進	<p>◇不必要に男女を区別することがないように教育・保育を行います。</p>	子ども支援課 学校教育課
職員研修の充実	<p>◇教職員等に対する研修の充実に努め、男女平等意識と能力の向上を図ります。</p>	学校教育課 子ども支援課
性についての正しい理解の促進	<p>◇各中学校へのスクールカウンセラーの配置などにより、性に関する悩みについて生徒が相談しやすい環境を整備します。</p> <p>◇専門的な知識や経験を有した講師を招聘するなど、思春期健康教育の実施について、実践的な計画を作成し、正しい性の理解に向けた取組を推進します。</p>	学校教育課

④ 男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実

事業名	事業内容	担当課等
生涯学習の充実	<p>◇男女がその個性に応じて能力を高め、多様な生き方を選択していくための学習機会の提供を図り、生涯学習の充実に努めます。</p>	生涯学習課
図書館における男女共同参画に関する図書の実施	<p>◇男女共同参画や「SDGs」に対する市民の正しい知識と理解を深めるため、関連図書を整備し活用を図ります。</p> <p>◇男女共同参画や「SDGs」に関する図書の利用件数が増加するよう、展示の仕方等を工夫します。</p>	生涯学習課 (図書館)

⑤ 国際理解の醸成

事業名	事業内容	担当課等
国際姉妹都市等との交流の推進	◇国際姉妹都市アメリカ合衆国マニトワック市等との交流を通して、国際理解を深めます。	市民交流課
民間国際交流団体等への支援	◇国際交流、外国人の生活支援等を行う民間国際交流団体を支援します。	市民交流課
CIR（国際交流員）の活用	◇CIR を活用し、地域住民の異文化理解のための交流活動など、市民の国際意識を醸成し、国際化を推進します。	市民交流課
外国語教育の充実	◇ALT（外国語指導助手）等を活用し、各小中学校及び認定こども園における外国語教育の充実を図ります。	学校教育課 子ども支援課

⑥ 性的少数者への理解促進

事業名	事業内容	担当課等
性的少数者に対する配慮の取り組みの推進 【新規】	◇性的少数者への理解不足による、いじめや偏見など人権侵害を防ぎ、誰もが自分らしさを認め合える社会環境を実現するため、市広報誌やホームページ、啓発パンフレット等により性の多様性に関する理解促進に努めます。	経営企画課

施策の方向 2 あらゆる暴力・虐待等を許さない環境づくり

人権尊重と男女平等の精神を踏まえ、「DV防止法」に基づき、DVやセクシュアル・ハラスメント等のあらゆる暴力を許さない社会を形成し、様々な機会を通じて暴力根絶のための意識づくりに努めます。

DV被害者に最も身近な行政主体である市として被害者の気持ちにより添い、相談・支援体制を充実し、速やかに関係機関と連携し適切な対応に努めます。

また、社会問題化している児童虐待や高齢者、障害者への虐待等について、本市で作成しているDV被害者支援マニュアル、子ども虐待対応マニュアル、障害者虐待対応マニュアル、高齢者虐待対応マニュアルを活用し、関係機関との連携体制を強化し、支援に結びつくよう情報収集に努めるとともに相談支援体制の充実を図ります。

① DV等に関する対策の推進 【DV対策基本計画】

事業名	事業内容	担当課等
DV等に関する周知	◇DVやデートDV、人身取引に関する情報等を収集し、市広報誌やホームページ、パンフレットの回覧等を通して提供することにより、市民意識の啓発を行います。	健康推進課
DV被害者を支援する体制の充実	◇DV被害者の安心・安全を確保するため、関係機関と連携し、相談支援を実施します。また、DV被害者の保護と心身ケア、社会的自立を促す支援体制の充実を図ります。 ◇市広報誌やホームページ等を通して相談窓口を周知します。	健康推進課

② セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進

事業名	事業内容	担当課等
庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進	◇セクシュアル・ハラスメント等の発生状況の把握とともに、防止に向けた職員への意識啓発に努めます。 ◇相談者のプライバシーに配慮しながら、的確かつ迅速な対応や支援を行うことができるよう、被害者のための相談体制の充実を図ります。	総務課
教育機関におけるセクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	◇各小中学校において職場規律の向上を目的とした会議を開催し、セクシュアル・ハラスメント等防止のための取組を推進します。	学校教育課

事業所等に対する 広報・啓発	◇セクシュアル・ハラスメント等防止のための情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	商工観光課
-------------------	---	-------

③ 児童・高齢者・障害者に対する暴力の根絶

事業名	事業内容	担当課等
児童・高齢者・障害者に対する虐待防止対策の推進	◇児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待に係る関係機関の連携強化を図り、虐待の予防、早期発見、早期対応、再発防止その他虐待の防止対策を推進します。	福祉課 子ども支援課
児童虐待の早期発見と被害者支援の充実	◇児童虐待の予防と早期発見を図るため、乳児家庭全戸訪問事業を実施します。 ◇被害者発見時においては関係機関等との連携のもと、再発防止や親子関係修復等のための支援を行います。	子ども支援課
高齢者に対する虐待の早期発見と被害者支援の充実	◇高齢者とその家族を対象として、医療・介護・福祉などに関する総合的な相談窓口の周知を図り、被害者の発見に努めます。 ◇鴨川、長狭、江見、天津小湊の各地区において相談の受付を行います。 ◇被害者発見時においては関係機関等との連携のもと、再発防止や家族関係修復等のための支援を行います。	健康推進課 福祉課
障害者に対する虐待の早期発見と被害者支援の充実	◇障害者に対する虐待の早期発見を図るため、本人や家族からの相談を随時受け付けるほか、関係機関等との連携を密にします。 ◇被害者発見時においては関係機関等との連携のもと、再発防止や家族関係修復等のための支援を行います。	福祉課

施策の方向 **3** 人権侵害を許さない社会環境づくり

男女共同参画に関する市内の実情や市民の意識を明らかにするため、市民意識調査を実施するとともに、情報提供や啓発に努めます。

また、行政による情報発信の際は、性別に関する固定観念に捉われない表現に配慮するとともに、メディア・リテラシー*の向上に取り組みます。

さらに、人権や性別にかかわる不当な差別について、相談窓口を周知・広報するとともに、支援体制の充実を図ります。

① 人権に関する相談等の充実

事業名	事業内容	担当課等
人権相談の充実	◇全ての人が差別なく幸せに暮らす権利を守るため、千葉地方法務局と連携し、「特設人権相談所」を市内各地区において定期的開設します。 ◇千葉地方法務局との連携を密にし、人権侵犯事件が発覚した場合における調査・救済のための協力体制の整備を進めます。 ◇市広報誌及びホームページ等を通して相談窓口を周知します。	経営企画課
県女性サポートセンターの周知	◇女性が抱える悩み・問題などに関する相談の窓口となる県女性サポートセンターについて周知します。	健康推進課

② 男女共同参画に関する調査・研究と、情報の収集・提供

事業名	事業内容	担当課等
男女共同参画に関する市民意識調査の実施	◇男女共同参画に関する市内の実情や市民の意識の現状を明らかにするために必要な調査項目を検討し、市民意識調査を実施します。また、調査結果をホームページ等に掲載することにより情報提供・啓発を行います。	経営企画課

***メディア・リテラシー**

メディアによって伝えられる情報を読み解き、活用する能力と、メディアを使って表現する能力

③ メディアや行政刊行物等における人権尊重の十分な配慮

事業名	事業内容	担当課等
行政刊行物等における表現の十分な配慮	◇市広報誌やホームページ等を通して情報発信を行う際に、性別に関する固定観念に捉われない表現を行うように努めます。	各所属
メディア・リテラシーの向上促進	◇メディア・リテラシーの向上を促進するため、多様な情報の提供と併せてインターネット端末の開放による学習機会の提供を行います。	総務課

基本目標 Ⅱ あらゆる分野における男女の参画促進

【女性活躍推進計画】

施策の方向 1 行政における男女共同参画の推進

行政において、男女平等社会に基づく対等な構成員として政策の立案・決定の場へ積極的に女性が参画することは、市民一人ひとりが持つ多様な考え方が社会へ反映されていくことと期待されます。

市行政においては、女性の参画は依然少ない状況から、各審議会等における女性委員や市管理職への女性職員の登用を進めるため、人材の発掘と育成に努めることが重要であり、市民及び職員が個々の持つ多様な意見を反映できる行政運営をより一層推進していきます。

また、本市において「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画を策定し、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を推進します。

① 各審議会等委員への女性の参画促進

事業名	事業内容	担当課等
審議会等における女性委員の登用の促進	◇「鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、各審議会等における女性の登用率が30%以上になるように努めます。	総務課 各所属
行政情報の積極的な公開	◇市民の市政への関心を高め、更なる参画を促進するため、行政情報の積極的な公開に努めます。	各所属

② 市役所における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	担当課等
女性職員の活躍の推進	◇女性職員の管理職への登用など「鴨川市特定事業主行動計画」に基づく取組を推進します。また、男女共同参画の意識の啓発と理解の充実を図るため、男女共同参画に関する市職員研修を実施します。	総務課
市役所における育児・介護休業等に関する職場環境の整備	◇育児・介護休業制度、育児・介護のための勤務時間短縮等の措置や時間外労働の免除の請求をすることができるとして、職員への周知・定着を推進します。	総務課

施策の方向 **2** 市内事業所等における方針決定過程への

女性の参画促進

女性が自らの意志による社会参画を実現するためには、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

市内の事業所等で働くすべての男女が、共に支え合い、責任を分かち合い、個々の能力を発揮することで地域経済のより一層の活性化を図るため、方針決定過程における女性参画の推進を、事業者や団体等に対して周知・啓発します。

① 女性の登用促進に関する働きかけ

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する 広報・啓発	◇関連する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	商工観光課

② 女性の人材の育成

事業名	事業内容	担当課等
研修会などに関する情報の収集と提供	◇女性の能力向上のために開催される研修会等の情報を収集し、市広報誌やホームページ等を通して提供します。	経営企画課

施策の方向 **3** 家庭や子育てにおける男女共同参画の促進

国の取組として進められているワーク・ライフ・バランスは、一人ひとりが心身ともに健康かつ喜びに満ちた人生を送るため、仕事と家事、出産・育児などの家庭生活や趣味、地域における活動などが調和した状態を目指しており、男女が共に家庭生活における責任と喜びを分かち合い、その他の活動と両立できることが必要です。

そのため、特に男性の家庭生活への参画促進に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を推進します。

また、子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域が一体となった子育て支援体制の充実・強化に取り組み、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

① ワーク・ライフ・バランスの啓発

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する 広報・啓発	◇ワーク・ライフ・バランスに関連する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	商工観光課

② 男性の家事・育児・介護への参画促進

事業名	事業内容	担当課等
男性の食生活改善 事業	◇主に高齢男性の食の自立を目的として、健康づくりに関する知識や調理技術の向上に関する講習会等を実施します。	健康推進課
パパママ学級の開催	◇男女が共に力を合わせて育児に参加できる社会づくりを促進するため、意識啓発と技術指導を兼ねたパパママ学級を開催します。	健康推進課
育児、介護等に関する講座等への参加 促進	◇育児や介護等に関する各種講座等への男性の参加が促進されるよう、開催日時や講座のテーマ等について工夫します。	健康推進課

③ 教育・保育事業の充実

事業名	事業内容	担当課等
教育・保育サービスの 充実	◇多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図るため、延長保育、一時預かりや病児保育などを実施します。	子ども支援課

学童保育の充実	◇市内の留守家庭児童の健全育成と事故防止のため、学童クラブを運営する団体に補助金を交付するほか、運営支援を行います。	子ども支援課
---------	--	--------

④ 地域が一体となった子育て支援体制の充実

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する広報・啓発	◇育児休業や介護休業の取得に関連して事業所等が措置すべきことに関する情報を収集し、広報・啓発を行います。	商工観光課
子育てに関する相談事業	◇育児相談及び健診後のフォロー等を目的として、各種相談事業を実施します。 ◇家庭における適正な児童養育と家庭児童福祉向上を図るため、関係機関と連携を図りながら、家庭児童相談を実施します。	健康推進課 子ども支援課
地域子育て支援の充実	◇子育てに関する支援を総合的に行うことにより、子育て環境の整備と児童の健やかな育成を図ります。	子ども支援課
ファミリー・サポートセンターの利用促進	◇子育てを支援したい人と子育て支援サービスを受けたい人の相互援助組織であるファミリー・サポート事業の周知に努め、その利用を促進します。	子ども支援課

施策の方向 **4** 地域活動等における男女共同参画の促進

少子高齢化や人口減少が進む中で、地域づくりの中心的な担い手である自治組織等における加入者は減少傾向にあり、地域社会の機能低下に対する早急な対応が求められています。

男女共に誰もが地域社会の一員として主体的に地域活動に参画し、活力ある地域社会を形成するため、地域活動への支援を推進します。

① 地域活動への支援

事業名	事業内容	担当課等
市民提案によるまちづくりの支援	◇まちづくりへの市民参画を推進するため、市民やNPO法人などの市民活動団体が、自ら企画し実施するまちづくり活動を支援します。	市民交流課
自治組織等の維持・活性化の促進	◇自治組織等への各種支援の実施を通して、組織の維持と活性化を図ります。	市民交流課
市民活動の支援	◇まちづくりの担い手となる市民活動団体を支援するため、これらの活動に参加したい市民に対し、情報提供や、相談の場を設けます。	市民交流課

施策の方向 **5** 雇用の場における男女の機会均等と

待遇の確保のための環境づくり

女性の雇用の場における待遇は、男女雇用機会均等法や労働基準法の改正などを通し環境が改善されてきましたが、依然として男女の格差は顕在しています。

女性の労働環境向上に資するため、雇用の場を提供する企業や事業所・団体等に対する啓発を行うとともに、就業希望の女性に対して、求人に関することや職業能力開発事業等の情報提供及び相談等の支援に努めます。

① 女性の労働条件向上と雇用の場における平等の促進

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する 広報・啓発	◇女性の雇用と労働条件向上に関する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	商工観光課

② 就職希望者に対する情報提供

事業名	事業内容	担当課等
求人情報の提供及び就職相談会の開催	◇市役所1階のふるさとハローワークにおいて、職業相談、職業紹介等を実施するとともに、国等と連携した就職相談会を開催します。	商工観光課
女性の再就職の促進	◇ハローワーク等の関係機関と連携し、女性の再就職希望者に特化した相談窓口を周知するとともに、職業訓練など、職業能力開発に関する情報の提供に努めます。	商工観光課

③ 働く女性の母性保護及び母性健康管理に関する周知

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する 広報・啓発	◇男女雇用機会均等法や労働基準法、母子保健法等に基づく妊娠・出産等の母性保護や健康管理のあり方について情報を収集し、市内事業所等と就労者に対して広報・啓発を行います。	商工観光課

④ 雇用の場の充実

事業名	事業内容	担当課等
雇用の場の充実	◇市内における就労の場が充実するよう企業の誘致に努めるとともに、既存企業や新規起業者への低利融資等の支援を行います。	商工観光課

施策の方向 **6** 農林水産業・自営業における女性の地位向上の促進

本市の基幹産業でもある農林水産業、商工業等の自営業において、男性（夫）が事業主で女性（妻）が家族従業員となる傾向にあるため、女性が抱える負担の大きさと果たしている役割が適正に評価され、女性の地位向上が促進されるよう啓発に努めます。

また、自営業の男女共同参画経営を推進するため、家族経営協定の締結を推奨し、意思決定の場への女性参画を促進するとともに、能力開発の支援などを関係団体と連携して取り組みます。

① 農林水産業における男女の経営参画の促進

事業名	事業内容	担当課等
家族経営協定の締結の促進	◇認定農業者を対象とした研修等において、男女のパートナーシップの確立について啓発を行い、家族経営協定の締結を推進します。	農林水産課
農林水産分野における女性の経営参画の促進と起業支援	◇県や周辺市町村などの関係団体との連携により、農林水産分野における女性起業家や起業グループの活動を支援する体制を整備します。	農林水産課

② 自営業における男女の経営参画の促進

事業名	事業内容	担当課等
自営業者への啓発と情報提供	◇商工会等の関係団体と連携し、男女共同参画についての啓発や情報提供を行います。	商工観光課
経営支援及び企業環境の整備	◇既存の自営業者の経営の健全化・安定化と、新規に起業を行う者に対して、資金融資に際しての利子補給等を行います。	商工観光課

基本目標 Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して

安心して暮らせる環境づくり

施策の方向 1 誰もが安心して暮らせる環境の整備

女性を取り巻く生活環境は、高齢者介護やひとり親家庭等、雇用条件の格差等と厳しい現状となっています。

また、生活困窮者の増加とともに、ひとり親家庭等や若い女性の貧困化も社会問題となっているなかで、生活困窮者自立支援制度が施行（平成 27（2015）年 4 月）されており、生活上の困難に対する相談等を含め適正な生活支援を推進し、女性の経済的自立を促します。

① 相談支援の充実

事業名	事業内容	担当課等
総合相談体制の充実	◇市内 3 か所の福祉総合相談センターにおいて、福祉や介護等に関する相談に対応するワンストップサービスを提供します。	健康推進課
生活困窮者の自立支援	◇生活困窮者自立支援事業を実施します。	健康推進課

② ひとり親家庭等への支援の充実

事業名	事業内容	担当課等
ひとり親家庭等に対する経済的支援	◇ひとり親家庭等における負担を軽減し、子どもを健全に育成していくための経済的支援を実施します。	子ども支援課
ひとり親家庭等を対象とした相談受付と情報提供の実施	◇関連する福祉サービスや無料法律相談窓口等の情報提供を行います。また、民生委員や児童委員等により、福祉に関する相談や指導助言等を実施します。	子ども支援課

施策の方向 **2** 高齢者・障害者、外国人等が安心して

暮らせる環境整備

高齢者や障害者が安心して暮らせる地域であるため、介護保険制度の円滑な運営とともにサービスの提供に努め、介護などの負担が女性に集中することがなく、いきいきと過ごせる生活環境を整えます。

また、市内在住の外国人や誰もが暮らしやすい環境をめざし、地域が一体となって助け合う支援体制の充実を図ります。

① 高齢者・障害者の福祉の充実と自立支援

事業名	事業内容	担当課等
高齢者の自立支援	◇要介護状態にならないよう高齢者のロコモティブシンドローム（運動器症候群）や低栄養、認知症予防や口腔機能向上等を目的とした介護予防に関する知識の普及・啓発に努めます。また、各種健康教室等において、介護予防サポーターなど地域ボランティアを育成・支援することにより、高齢者を支える体制づくりを行います。	健康推進課
障害者の自立支援	◇本市において策定した障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき、各種支援サービスを実施します。	福祉課
介護・福祉環境の充実	◇高齢者や障害者、家族等が必要なサービスを安心して利用できるように、相談業務を通して個別のケースに応じた適切なサービスや情報提供を行います。	健康推進課

② 高齢者・障害者の社会参画の促進

事業名	事業内容	担当課等
高齢者の活動の場の充実	◇老人クラブやシルバー人材センター、自主的に介護予防を実践する市民団体等への支援を通して、高齢者の活動の場の充実を図ります。	福祉課
高齢者等を対象と教室の開講	◇公民館を主な活動の場として、講演会や研修会などを開催するほか、専門職による健康教育・健康相談を行います。	生涯学習課 （公民館） 健康推進課
障害者の就労支援	◇ハローワークや千葉障害者職業センターなど関係機関との連携を通して、障害者の就労支援を推進します。	福祉課 商工観光課

福祉タクシー事業	◇重度心身障害者がタクシーを利用する際に料金の全部又は一部を助成することにより、社会参画を促進します。	福祉課
----------	---	-----

③ 在住外国人に対する支援

事業名	事業内容	担当課等
外国人相談窓口の設置	◇外国人が言語や文化の違いにより孤立することなく安心して暮らすことができるように、多言語で対応する相談窓口を設置し、各種相談を受け付けます。	市民交流課
外国人への生活支援の充実	◇外国人が地域で安心して生活ができるよう、保健、福祉、子育て、教育、環境、防災等の身近な情報を必要に応じて、多言語及びやさしい日本語で提供します。	市民交流課

施策の方向 **3** 生涯を通じ性差に配慮した心とからだの健康支援

誰もが互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現には、男女がお互いの性を尊重し合い、それぞれの心身の特性を十分理解することが大切です。

そのため、全ての人々が健康に暮らしていくための性と生殖に関する理解とともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*（性と生殖に関する健康と権利）の考え方から啓発に努めます。

特に、女性は男性と異なる健康上の問題に直面するため、各ライフステージに応じた健康の保持・増進に関する支援を充実させ、適切な保健・医療サービスを利用できる環境整備を推進し、性差に配慮した支援に努めます。

① 母子健康の保持と増進

事業名	事業内容	担当課等
妊娠・出産に関する支援	◇妊婦・乳幼児の各種相談・診察・指導や、母子健康手帳の交付により、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。	健康推進課

② 性差に配慮した健康支援対策の実施

事業名	事業内容	担当課等
性差を踏まえた検診事業の実施	◇子宮頸がん、乳がん、前立腺がん、骨粗鬆症の検診など、性差に配慮した検診事業を実施します。 ◇疾病の早期発見・予防のため、各種検診の受診率向上に努めます。	健康推進課
健康づくりの支援	◇健康状態に応じて、的確に自己管理を行うことができるように、相談支援等の充実を図ります。	健康推進課

③ 生涯にわたる健康の包括的な支援

事業名	事業内容	担当課等
スポーツ・レクリエーションの普及促進	◇市内で行われるスポーツ・レクリエーション活動について、活動内容に関する市民への情報提供や、活動拠点となる各種運動施設の整備を行います。 ◇関連する活動を行う団体への各種支援を通して、スポーツ・レクリエーションの更なる普及を促進します。	スポーツ振興課

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指す。

施策の方向 4 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

自然災害の頻発に対し、避難所等における女性への配慮の必要性が高まっていることから、プライバシーの確保や物資の備蓄など、女性の視点に立った防災対策を推進します。

併せて、性別に関わらず乳幼児や障害者、高齢者等へ配慮した防災対策について、男女共同参画の観点から取り組みます。

① 女性の参画など性差等に配慮した防災対策の推進

事業名	事業内容	担当課等
防災対策における性差等への配慮	<p>◇鴨川市消防団における女性消防隊員の活動に対する支援などを通して、女性の視点を活かした地域防災活動を推進します。</p> <p>◇災害発生時における避難所での生活を想定し、独立した区画を設けるためのパーテーションや生理用品、液体ミルクなど女性の視点を盛り込んだ物資の準備を行います。</p>	危機管理課

第3次鴨川市男女共同参画計画(素案)に対する意見・質問及び対応一覧

資料 2

No.	提出者	該当ページ	項目	担当課	意見・質問	意見・質問への回答及び対応	計画への反映
1	齋藤委員	36	成果指標	健康推進課	成果指標⑬と⑭の「自分が健康だと思う市民の割合」の数値について、現状値・目標値ともかなり高く設定されている。どのような状態を「健康」と定義するかによって、成果指標に影響が出るとされる。「健康」の定義を把握するためにも、成果指標の基礎となるアンケートの質問内容を確認しておくべき。	アンケート結果によると、成果指標⑬の令和元年度現状値82.6%の内訳は、健康状態が「とてもよい」が18.3%、「まあよい」が64.3%となっています。ご指摘のとおり、素案の表現では誤解を招く懸念があることから、表記を改めます。	成果指標を下記のとおり修正します。 ⑬＝自分の健康状態を「とてもよい」「まあよい」と思う市民(40～64歳)の割合 ⑭＝自分の健康状態を「とてもよい」「まあよい」と思う市民(一般高齢者)の割合
2	浅沼委員	44	生涯学習の充実	生涯学習課(図書館)	男女共同参画社会の形成と「SDGs」との間には深い関係がある。図書館における男女共同参画に関する図書の充実に、「SDGs」の項目を加えたら良いのでは。	図書館では今年度、「SDGs」関連の図書を購入し、展示コーナーを設けております。今後も取組を継続する予定であることから、ご指摘のとおり事業内容の表記に「SDGs」を加えることとします。	事業内容を下記のとおり修正します。 ◇男女共同参画や「SDGs」に対する市民の正しい知識と理解を深めるため、関連図書を整備し活用を図ります。 ◇男女共同参画や「SDGs」に関する図書の利用件数が増加するよう、展示の仕方等を工夫します。
3	立野委員	58	高齢者の活動の場の充実	福祉課	老人クラブの数や会員の減少に加え、コロナ禍の影響を受け活動が制限されていると思うが現状を把握しているか。また将来において、高齢者の社会参画や活動の場の充実に、どのように図っていくのか。	平成29年に25クラブ949人であったのが、令和3年に17クラブ599人となり、5年間で8クラブ350人の減少となっています。これに対し、会員募集のチラシ配布をはじめ、シルバー人材センターとの友好協力協定に基づく交流事業等を通じ、会員の増加を図っています。	